令和4年第3回定例会

古平町議会会議録

第3回古平町議会定例会 第1号

令和4年9月13日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに教育行政報告
- 5 議案第41号 令和4年度古平町一般会計補正予算(第3号)
- 6 議案第42号 古平町議会議員及び古平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関す る条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 報告第 4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率について
- 9 報告第 5号 令和3年度決算に基づく資金不足比率について
- 10 同意第 1号 古平町監査委員の選任について
- 11 同意第 2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 12 同意第 3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 13 同意第 4号 古平町教育委員会委員の任命について
- 14 認定第 1号 令和3年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について
- 15 陳情第 3号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める 陳情

(総務文教常任委員長報告)

- 16 陳情第 7号 「18歳・19歳のアダルトビデオ出演契約の未成年者取消権と同等の 法整備を求める意見書(案)」の採択を求める陳情書 (総務文教常任委員長報告)
- 17 陳情第10号 2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 19 陳情第12号 世界平和統一家庭連合(旧統一協会)の霊感商法などによる被害者を救済するとともに、政治との癒着を究明することを求める意見書(案)の 採択を求める陳情書
- 20 意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○出席議員(10名)

議長10番 堀 清君 1番 木 村 輔 宏 君

続 2番 逢 見 輝 君 3番 真 貝 政 昭 君 4番 寶 福 勝 哉 君 5番 梅 野 史 朗 君 6番 髙 俊 和 君 岩 間 修 君 野 7番 身 8番 明 生 君 9番 工 藤 澄 男 君 Щ

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 成 昭 彦 君 長 田 長 副 町 奥 均 君 山 育 長 三 史 教 浦 洋 君 総 細 Ш 正 務 課 長 善 君 完 課 長 見 至 君 企 画 人 町 民 課 長 五十嵐 満 美 君 保健福祉課長 和 泉 康 子 君 産 業 課 長 岩 戸 真 君 建設水道課長 高 野 龍 治 君 計 管 理 者 関 П 央 昌 君 教 育 次 長 本 間 克 昭 君 町立診療所事務長 細 Ш 武 彦 君 務係主 浦 亮 君 総 査 松 介 学 財 政 係 主 查 湯 浅 君

○出席事務局職員

事 豊 務 局 長 白 岩 君 黒 議 事 係 長 Ш 寿 君 **〇議会事務局長(白岩 豊君)** 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。 説明員は、町長以下14名の出席でございます。

◎開会の宣告

O議長(堀 清君) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和4年第3回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- **〇議長(堀 清君**) 直ちに本日の会議を開きます。
 - ◎日程第1 会議録署名議員の指名
- ○議長(堀 清君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番、梅野議員、6番、髙野議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

〇議長(堀 清君) ここで、去る9月6日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議 会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○議会運営委員長(工藤澄男君) それでは、私のほうから去る9月6日開催いたしました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9月13日から9月16日までの4日間とするものです。

議事の日程でございますが、お手元に配付の会期予定表及び議事日程に基づき取り進めるものといたします。14日は、決算審査特別委員会開催のため休会といたします。なお、15日の本会議は、 決算審査特別委員会終了後、時間を繰り下げて開催する運びといたします。

決算につきましては、各会計の提案理由の説明が終わり次第、全員による決算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することとします。また、慣例により、委員長には副議長を、副委員長には総務文教常任委員長を充てることといたします。審査の方法でございますが、一般会計の歳入につきましては3款程度に分けて、また歳出につきましては款ごとに区切って質疑を行います。ほかの会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、質疑は一問一答で継続して行い、ほかの人に移ったときは再質疑はできないこととします。それから、一問一答ですので、一度に数項目にわたって質疑をすること、また決算でございますので、予算的な質疑にならないよ

うにご留意願います。決算審査特別委員長におかれましては、その点をよろしくご配慮いただきたいと思います。討論は本会議で行いますので、委員会では省略することにします。採決については、全会計一括で採決する運びとします。次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略します。討論、採決については、例年どおり一括で行うことといたします。

次に、総務文教委員長から同委員会に付託されておりました陳情第3号及び陳情第7号につきましては採択すべきとの報告がありました。本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びとします。

次に、定例会に3件上がっております陳情でございますが、陳情10号につきましては本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びとします。また、陳情第11号につきましては、委員会付託を省略し、本会議で採決するものといたします。また、陳情12号につきましては、所管の総務文教常任委員会に付託するものといたします。

次に、系統である北海道町村議会議長会からの意見書の議決要請がございました。国土強靱化に 資する社会資本整備等に関する意見書につきましては、本会議で即決する運びといたします。

最後に、一般質問について説明します。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件3回までで、 質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますととも に、よろしくご協力をくださいますようお願いを申し上げまして委員長報告を終わります。ありが とうございました。

○議長(堀 清君) 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長(堀 清君) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月13日から9月16日までの4日間にしたいと思います。 ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日9月13日から9月16日までの4日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(堀 清君) 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和4年度8月分現金出納検査報告、令和4年第1回後志広域連合議会臨時会議決結果の2件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。 これで諸般の報告を終わります。 ◎行政報告並びに教育行政報告

○議長(堀 清君) 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

最初に、行政報告について、町長、どうぞ。

〇町長(成田昭彦君) 第2回定例会以降の主立った事務事業等の執行状況及びその概要などにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、恵尚会訴訟についてでございます。医療法人恵尚会と仙台地方裁判所で係争中であった令和3年(ワ)第392号損害賠償等請求事件は、去る8月17日に和解が成立いたしました。和解内容は、双方で平成30年第4回定例会における前古平町長が発言した内容について、その背景及び趣旨等を補足確認することや脱法的と発言したことが不適切な表現であったことについて古平町が遺憾の意を表すること、さらにこれらについて町ホームページに6か月間掲載することでありました。当初恵尚会が求めていた損害賠償金550万円及び北海道新聞に対する謝罪掲載は、放棄する内容でもありました。また、同月22日には、令和2年(ワ)第309号指定管理等請求事件の未解決部分について判決が出され、恵尚会が求めていた指定管理者の取消しに伴う534万145円は棄却する旨が言い渡されました。本町の全面勝訴となったところでありますが、9月7日に顧問弁護士から恵尚会がこの判決に対する控訴状を提出したとの報告がありました。今後同弁護士と相談の上、適切に対応してまいります。

地域公共交通について申し上げます。現在町内の公共交通は、コミュニティバスが中心的な役割を担っておりますが、その課題は利用率が極めて低い時間帯が存在することや中央バス積丹線のダイヤへうまく接続ができていないことであります。去る9月8日に開催した第1回古平町地域公共交通活性化協議会では、これらの課題を解消するためのデマンド運行の実施方向などを定めた公共交通実証運行計画案を協議したところであり、同運行についての実証実験を12月に行うことも確認いたしました。今後この計画案は、多くの方の意見を反映して策定していくため、コミュニティバスの利用者と意見交換会を開催する予定であります。

次に、北海道原子力防災訓練についてでございます。来る10月31日、北海道及び泊発電所のUP Z 圏内の13町村が北海道原子力防災訓練を行います。訓練は、新型コロナウイルス禍において最大震度6強の地震により泊発電所3号機に災害が発生したという想定で行われ、オフサイトセンター運営訓練、災害対策本部等運営訓練、住民避難等訓練、原子力災害医療活動訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練等が実施されます。特に今回は、コロナ禍における避難方法等を確認するため、令和元年度以来となる小樽市への住民避難等訓練も予定されており、避難先では原子力災害発生時の適切な行動判断が身につくよう放射線に関する研修も行われます。多くの町民に参加していただきたいと考えておりますので、去る9月9日に参加募集チラシを全戸配布し、周知したところであります。

次に、後期高齢者医療保険料についてでございます。75歳以上の方が被保険者となる後期高齢者 医療保険において、保険料を年金から特別徴収する年金特徴が停止となる事案が発生しました。同 保険料の対象者の7割以上が年金特徴であり、年額の保険料を年金支給月数で除した金額が各支給 月に徴収されます。今回の事案による影響は、449世帯534名であり、本年10月分から来年8月分ま での特別徴収が停止となります。対象となる全世帯へは、できる限り10月までに訪問等を行い、内容説明及び謝罪の上、口座振替などの方法で負担とならないよう対応してまいりたいと考えております。また、原因につきましては、本町におけるシステム運用が大きな要因であったことから、早急にシステム保守業者と改善策も講じてまいります。

次に、マイナンバーカード取得率向上対策についてでございます。本町のマイナンバーカード取得率は、7月31日現在39.9%となっており、全国の同取得率45.9%、全道42.8%を下回っている状況にあります。国は、今年度末までに全国民が取得する目標を掲げており、様々な施策を講じる一方、総務大臣は取得率に応じて来年度の普通交付税算定に反映させる考えがあるとも言っております。本町では、町民が集まる場での臨時窓口開設や事業所への出張受付等を実施しておりますが、思うように数字が伸びていない状況にあります。そこで、国のマイナポイント事業が終了した後、引き続き独自施策としてカード1件につき町商工会商品券3,000円分を配付するマイナンバーカード取得率向上事業を予定しております。後ほど補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種についてでございます。国では、現在新型コロナウイルス感染症に係る新たなワクチンとして従来株とオミクロン株に対応した2価ワクチンの有効性を審議しておりましたが、昨日承認されました。当地区では、10月頃から初回接種が完了している12歳以上を対象に接種を開始する予定であります。必要な経費については、引き続き国が全額負担する方針も示されており、町としてはその準備等を進めているところであります。詳細なスケジュール等が決まり次第、随時周知してまいります。なお、9月2日現在のワクチン接種状況は資料1に掲載しておりますので、後ほどご高覧いただくとともに、関係する経費についても後ほど補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、敬老会についてでございます。去る9月7日、長寿のお祝いとして本複合施設の大ホールで敬老会を挙行いたしました。本来の対象者は、数え年77歳以上の677名ですが、コロナ禍であることから、節目となる100歳以上の3名、紀寿4名、米寿35名及び喜寿37名の計79名を出席対象としたところであります。会には9名が出席してくれ、100歳、紀寿になられた港町町内会の松尾はな子さんと旭町内会の木村トミさんも参加してくれました。100歳以上の出席者は、平成19年以来15年ぶりとのことでした。会場で一人一人の元気な姿を拝見することができ、一安心したところであります。次に、ふるさと納税についてでございます。8月末のふるさと納税の状況は、寄附件数6,881件(対前年同期比55.8%)、寄附額7,299万円(同61.6%)と大きく減少しております。ウクライナ情勢などから、特産品の原料や包装資材が高騰したため、返礼品の内容量を見直したことやこれまでと同じ返礼品であっても寄附金額を引き上げたことが主要因だと考えております。このような厳しい状況下ではありますが、本町の特産品の知名度が向上するよう7月1日からポータルサイトを1社増やし、計5社でPRを行っております。また、リピーター確保のため暑中見舞いを送付し、本町との関係性を保つようにも努めたところです。今後は、新規寄附者を獲得するため、総務省が示す募集に要する経費50%以内を遵守しつつ、ウェブ上の広告を実施いたします。

次に、古平町事業者支援金についてでございます。原油、物価高騰等で影響を受けている町内事業者を支援する事業者支援給付金事業は、8月31日現在、漁業者42件、農業者7件、飲食店4件、その他56件の計109件から申請があったところであります。本事業は、町の独自施策として法人10万円、個人事業主5万円を上限に給付するもので、申請期限が12月末までであります。引き続き申請漏れ等が発生しないよう事業内容の周知徹底を図り、事業者が安定的に経営できるよう努めてまいります。

最後に、プレミアム商品券発行支援事業についてでございます。コロナ禍の生活支援及び町内の経済振興策として古平町商工会へ補助したふるびらプレミアム商品券発行事業(第1弾)は、割増し率20%で7月1日に販売されたところであります。1冊1万円で1万2,000円分使用できることから、販売した2,000冊が即日完売する盛況でありました。9月2日時点で1,800万円分が使用されていることから、町内経済に一定程度の効果があったと考えております。また、9月末には割増し率30%の第2弾が3,000冊販売される予定であることから、新たな消費喚起につながり、さらなる経済効果を期待しているところであります。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事、委託業務の発注状況について は資料2にそれぞれ取りまとめしましたので、後ほどご高覧ください。

最後に、本定例会に付議します案件は、補正予算案1件、条例改正案2件、報告2件、人事案件4件、令和3年度各会計決算認定1件の合計10件であります。これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上申し上げ、行政報告といたします。

- 〇議長(堀 清君) 行政報告が終わりましたので、次に教育行政報告をお願いします。
- **〇教育長(三浦史洋君)** 職員の皆様には、日頃より本町の教育行政に対し深いご理解とご協力を 賜り、心よりお礼申し上げます。令和4年古平町議会第3回定例会の開会に当たり、前回定例会以 降の主な事務事業の執行状況及びその概要について教育行政報告をさせていただきます。

初めに、学校における新型コロナウイルス感染症対策について。小学校、中学校における感染症対策に関しては、文部科学省発出の新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル及び北海道教育委員会からの関連通知に基づき、引き続き対策を実施しております。児童生徒の感染に伴う学校の臨時休業については、前回報告以降小中ともに6月から8月まで該当せずに過ぎましたが、今月に入り、6日に小学校第3学年で児童複数の感染が、同日第1学年で児童複数の感染が判明したため、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断し、小学校を9月7日から11日まで学校全体の臨時休業といたしました。学校閉鎖中は、プリントとオンライン授業を行っております。中学校においては、これまでのところコロナ感染に伴う学級閉鎖等の臨時休業はありません。

次に、学校教育活動についてです。1学期の授業参観が次のとおり行われました。お子さんの様子をしっかり見て、学級全体の雰囲気を感じ取っていた保護者の真剣なまなざしがとても印象的でした。中学では、1年がデバン先生の英語、ネーティブな発音の反復、2年が数学の連立方程式、3年が体育、バレーの試合、男女とも力強くサーブを打ち出す姿に体力の成長を感じました。

小中学校とも7月26日から8月18日まで24日間の夏季休業を終え、19日に始業式を行い、2学期のスタートを切っています。

これまで平成29年8月からの5年間、当町の学校英語教育の推進に貢献された外国語指導助手、 デバン・ホーキンス氏が延長した任期も満了し、7月末日に退任いたしました。人懐っこい人柄で 町民にも愛されておりました。今後は、札幌にある会社で医療関係のシステムエンジニアになられ ると聞いております。ますますのご活躍を祈念いたします。本当にありがとうございました。

さて、デバン氏の後任としてエマ・ノエル氏が8月18日、当町に着任いたしました。カナダのアルバータ州出身、大学卒業後間もなくの来日です。小中学校との調整を8月中に行い、9月1日に学校デビューしております。子供たちの年齢に近く、親しみやすく優しいお姉さんALTとして活動願いたいと思います。

前回報告しました小中学校の特別教室等に無線LAN環境を整備する小中オンライン学習環境整備工事は、夏休み中に工事が完成し、音楽室や家庭科室などでも利用が可能となりました。

また、教職員の事務負担を大幅に軽減することを目的に導入する校務支援システムにつきましては、6月30日、株式会社HARPと契約、10月1日稼働に向けて現在設定作業やシステム説明会の準備等を進めております。

次に、学校給食についてです。学校給食で提供している白米については、本年も当町ウルチ米作付農家4戸の協力を得て令和4年度米提供できることとなりました。9月中に契約をして10月には新米を提供する予定です。給食センターでは、引き続き衛生管理を徹底して安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。

次に、生涯学習、スポーツについてです。クロール25メートル泳げない子を対象にした小学生の水泳教室を6月22、24、29日に開催、毎回十五、六人が参加して練習しました。その結果、1人はビート板なしでクロール25メートル泳げるようになりました。これからもチャレンジしてほしいと考えます。

高齢者教室たけなわ学級は、第3回を7月12日に開催、21人が参加して白老町ウポポイを見学しております。アイヌ民族の歴史や文化に触れるひとときを過ごされました。

少年少女わんぱく王国は、第3回を7月25日に開催、15人が参加してデイキャンプを行いました。 焼きそば、焼き鳥、焼きリンゴなどの夕食作りを楽しみ、花火で締めくくっております。感想文に は、花火が楽しかった、焼きリンゴがおいしかった、来年もデイキャンプを、御飯作るのが楽しか った等の声が記されておりました。

絵本を開く楽しい体験をプレゼントする活動ブックスタート事業は、第2回を8月18日、乳幼児 健診会場において実施し、2組4名に絵本を贈呈、また絵本の展示をいたしました。

古平町文化祭は、前回報告のとおり作品展示会は10月27日から30日の4日間、複合施設1階大ホールで、発表会は11月3日、同じく大ホールで行われます。また、文連協加盟団体の異動については、茶道、秋桜の会が3月31日脱会、音楽、ふるびら軽音楽部が7月12日に新加盟、さらに音楽1団体が加盟申請中ということでございます。

8月8日、古平でその昔使用されていたニシン漁の船が町に寄贈されました。保津船と呼ばれ、

当時の栄華の象徴です。民俗資料室に搬入し、展示しております。説明書きの作成には、少しお時間をいただきたいと存じます。

当初予算計上の子ども第三の居場所整備基本設計業務が8月29日完了いたしました。その概要につきましては、後日行われます議会全員協議会でお示しさせていただきます。

皆様待望の古平町図書館は、5月6日の開設以来はや4か月が過ぎました。多数ご来館いただき、誠にありがとうございます。視察においでくださる団体も数団体あり、我々も勉強になってございます。初心を忘れずにこれからも事業展開を図ってまいります。なお、9月9日時点の図書館利用カード発行数は177枚、また蔵書数は1万2,536冊となっております。

町民皆様の健康づくりへの関心を高め、習慣づけがされるように今年度から始めた健幸ポイント事業については、5月16日から開始、前回の報告から21名増えて9月9日時点で73名の方が登録し、参加されております。今後もイベント等で事業周知を図りながら取り組んでまいります。

以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については、資料1に取りまとめましたので、後ほどご 高覧ください。

〇議長(堀 清君) 以上で教育行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第41号

〇議長(堀 清君) 日程第5、議案第41号 令和4年度古平町一般会計補正予算(第3号)を 議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〇総務課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第41号 令和4年度古平町一般会計補正 予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページを御覧ください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既 定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億994万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ41億4,140万3,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。なお、議案2ページ、3ページが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。

引き続き6ページ御覧ください。第2表、地方債の変更といたしまして、起債の目的、限度額として437万2,000円を減額し、3億8,812万8,000円とする補正を計上しております。これは、後ほど歳入の部分でご説明する普通交付税に合わせて臨時財政対策債の令和4年度の金額が決定しましたので、決定額に合わせる補正でございます。

以上、第1表、第2表までが議決事項であります。

それでは、議決をいただくため、一般会計の補正予算の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第41号説明資料を御覧ください。それでは、改めまして歳出からご説明いたしますので、

まずは4ページ、5ページをお開きください。予算科目、款、項の項ごとにご説明いたします。まず、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に406万4,000円を追加し、7億3,882万4,000円とするものでございます。主な補正の内容といたしましては、5ページの上段御覧ください。まず、訴訟委任業務委託料ということで、今回の判決が出た恵尚会訴訟に対する弁護士費用でございます。それが55万5,000円でございます。その下、公共施設等総合管理計画改訂業務委託料ということで297万円を計上してございます。この公共施設等管理計画というのは、公共施設の更新、修繕計画等を掲載したものでございます。現在の計画につきましては、平成29年3月に策定したものであり、令和5年度まで改訂を総務省より求められておりました。ですが、令和4年度中に方針転換して改訂を求められたことから、今回補正で急遽対応することとしたところでございます。続いて、その下の地方税法改正対応システム改修業務委託料として53万9,000円計上してございます。こちらは、地方税法の改正に伴い、軽自動車税のオンライン化に伴うシステム改修でございます。

続きまして、2款3項戸籍住民基本台帳費でございます。既定の予算に184万円を追加し、1,603万円とするものでございます。内容としては、マイナンバーカード新規取得者報償費ということで150万円を計上してございます。先ほどの町長の行政報告にもあったとおり、マイナンバーカードの取得率向上のため、国のマイナポイント事業終了後1件につき商工会商品券3,000円をつけまして取得を誘発するための事業でございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費でございます。既定の予算に2,289万7,000円を追加し、7億7,676万2,000円とするものでございます。内容としましては、5ページの中段御覧ください。修繕料でございます。こちらは、元気プラザの事務所側の玄関前の天井から雨漏りが発生しましたので、それの復旧費として49万5,000円計上してございます。さらには、障害者福祉システム改修業務委託料ということで、現在この障害者福祉システム、国保連への請求や支払いなどに活用してございます。令和5年度から新たな国保連への支払い方法になりますので、全国的な改修の一環として行います。歳入のほうでも出てきますが、この改修には2分の1の補助がございます。さらに、その下、自立支援給付費国庫、道費負担金の精算返納金、障害者医療費、さらには障害児の入所給付費ということで令和3年度の負担金額が確定いたしまして、そのもらい過ぎていた国や道からの分を返還するための経費でございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費でございます。既定の予算に1,418万9,000円を追加し、1億1,940万7,000円とするものでございます。ここの補正の内容といたしましては、先ほどの行政報告にもあったコロナワクチン、2 価ワクチン、多い人で5回目の対応するための経費を計上してございます。

続きまして、6ページ御覧ください。上から2段目の部分です。5款農林水産業費、1項農業費、 既定の予算に4万4,000円を追加し、505万6,000円とするものでございます。補正の内容としては、 7ページの2段目、タブレット端末購入費とかと書かれておりますが、農地台帳の管理を行うシス テムが新たに開発され、関係する機関で情報共有するためのものでございます。こちらについても タブレット購入に関しては全額補助で行うものでございます。

続いて、9款教育費、2項小学校費、既定の予算に36万1,000円を追加し、2,562万8,000円とする

ものでございます。内容としては、小学校の特別活動室にLAN整備をするものでございます。 I CTを活用した授業、さらには教師のズーム会議などを行うためにLAN整備を行うものでございます。この事業に関しても補助がございます。

続きまして、同じ9款の3項中学校費、補正額はございませんが、財源更正として、先ほどの小学校同様に補助がついたため、そもそもやろうとしていたICTの事業に対して財源更正を行うものでございます。

続きまして、同じ9款の4項学校総合給食運営費でございます。既定の予算に補正額65万1,000円を追加し、1,751万8,000円とするものでございます。内容としては、施設備品購入費ということで、給食センターの検食用の保管冷蔵庫が老朽化しておりますので、それの購入費として65万1,000円を計上してございます。

歳出、最後になりますが、12款諸支出金、1項基金費でございます。既定の予算に6,590万円を追加し、3億354万9,000円とするものでございます。内容としましては、財政調整基金積立金として財源調整のために6,590万円積み立ててございます。

では、引き続き歳入をご説明いたしますので、2ページ、3ページにお戻りください。10款地方交付税、1項地方交付税でございます。既定の予算に補正額8,037万1,000円を追加し、21億1,737万1,000円とするものでございます。内容としましては、令和4年度の普通交付税の金額が確定いたしましたので、それに合わせて補正するものでございます。

続いて、13款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。既定の予算に552万7,000円を追加し、2億2,629万1,000円とするものでございます。こちらの内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金として552万7,000円、さらにはその2つ下に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で866万2,000円計上してございます。この2つを合わせたものが先ほど歳出でご説明したコロナ対策の経費でございます。

続きまして、同じ13款の2項国庫補助金でございます。既定の予算に922万7,000円を追加し、2億6,279万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、障害者総合支援事業補助金ということで、先ほどの歳出での障害者システム改修費の2分の1がここで措置してございます。さらに、その2つ下、公立学校情報機器整備費補助金ということで、こちらも先ほどの歳出にあった小学校、中学校の教育ICT化につきまして2分の1歳入が入ってきますので、補正するものでございます。

続きまして、14款 2 項道補助金でございます。既定の予算に 3 万1,000円追加し、1 億1,798万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、歳出にありました先ほどの農地台帳のシステム、タブレット購入費、それに対する全額補助分でございます。

続きまして、19款諸収入、4項雑入でございます。既定の予算に1,916万2,000円を追加し、4,605万3,000円とするものでございます。内容としましては、北後志消防組合負担金精算還付金ということで1,865万9,000円を予算計上してございます。令和3年度の北後志消防組合に払った負担金の金額が確定しましたので、余った分を還付していただく金額でございます。その他収入ということで、こちらは財源調整でございます。

続きまして、20款町債、1項町債、既定の予算から437万2,000円を減額しまして、3億8,812万8,000円とするものでございます。内容としては、先ほどの普通交付税に合わせて令和4年の臨時財政対策債も確定しましたので、その金額に合わせるための補正でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。 説明資料の5ページの総務費です。まず、12節の委託料で訴訟委任業務委 ○3番(真貝政昭君) 託料が55万5,000円追加されて合計で122万8,000円と記されています。それで、前回の議会では、今 回の指定管理期間短縮に伴う損害の裁判についての弁護士費用というのは計上されていませんでし た。それで、ホームページに載せる案件について確定したということで68万6,000円の弁護士料が支 払われ、今回の55万5,000円を追加して合計で122万8,000円になると、そういう内容だと思いますの で、確認をお願いします。それで、行政報告では、指定管理期間が5年間という、そういう議決を しまして、請け負った恵尚会側が後3年間前半診療を行われまして、2年間で利益が見込まれてい た等の内容で損害賠償金534万145円という、そういう行政報告だと思います。違いますか。それで、 これに対する弁護士費用が今回予算で55万5,000円となったのですけれども、これは着手金なのです か、何なのですか、伺いたい。それと、今盛んに損害額の金額で首を横に振って否定されているよ うなのですが、議案によく出てくる際は損害額が幾らだという総額で出てくるのですけれども、損 害額の合計と、それからその中身一切説明されないで出てくる、指定管理期間の短縮で恵尚会側は どういう計算をして数字を出してきているのでしょうか。訴状が本物が議会に提示されていないの で、詳しく説明をしていただきたいと。今回の55万5,000円というのは、一体どういうものなのか、 その説明をお願いしたいと。これがまず1点目です。

次に、7節の報償費で150万円のマイナンバーカード新規申請者報償費、一般財源でやることになっています。マイナンバーカードは、国の施策でしょう。これがなぜ古平町が取得率が低いからといって、交付税の計算に低い町は削るぞとか、そういう卑劣な脅しをかけてきているわけでしょう。脅しに負けて古平町は一般財源で取得率を上げるようにするということなのですけれども、自治体に対する国のこういうやり方というのをはねつけるべきではないでしょうか。今回150万一般財源で載せていますけれども、国は何と言っているのですか。交付税で150万以上の減額を見せつけて脅しているのでしょうか。今回のこういうやり方は、全く納得のいかないやり方なのですけれども、それを説明してください。

〇総務課長(細川正善君) まず、恵尚会訴訟のほうから整理してご説明させていただきます。

恵尚会訴訟のほうの質問としては、2点あったかと思われます。まず、損害額、恵尚会が求めていた金額が534万145円、これは利益率ではないかとか、どういう計算の下出したのかというようなことを質問されておりましたが、この534万145円の内訳としては5年間指定管理行うために診療用の車をリースしただとか、コピー機をリースしていたと、だけれどもそれ最初5年間で契約したのだけれども、3年に縮まったから、残りの2年間分も恵尚会側が支払わなければいけないということで、その積み上げで534万145円となったところでございます。こちらにつきましては、昨年の議

会全員協議会、7月にやったときに内訳を出したのではないかなというふうに私は記憶してございます。

もう一点、今回の訴訟の費用なのですが、着手金かというご質問でしたが、これは534万145円、 恵尚会が求めていたものが判決でゼロ円になりましたので、弁護士の成功報酬ということで載せて ございます。正確には、今回は55万4,400円でございます。7月の臨時会のときもご説明いたしまし たが、534万145円、ゼロ円になったので、旧札幌弁護士会の報酬規程に基づきまして55万4,400円と いう金額が算出されて、今回お支払いするということになります。

もう一点のマイナンバーカードのほうでございますが、こちら交付税などに関係する話でございますので、私のほうから説明させていただきます。総務大臣は、はっきりとは申さなかったのですが、マイナンバーカード取得して、それを使うとデジタル経費がかかるだろうと、なので交付税に反映させる予定だというふうに言ってございます。まだ正式に決まったわけではございません。古平町としても、先ほど圧力に屈してとかというような質問でございましたが、そうではなくて、マイナンバーカード取得しますと、これはコロナ対策にもつながると。町民の多くがマイナンバーカードを取得しますと、人と接する機会が減って、それで手続等もできますとコロナ対策にもつながりますので、マイナンバーカードの取得向上を目指して国のマイナポイント終了後にも引き続きこのような商工会の商品券などをつけて取得率向上を目指しているところでございます。

○3番(真貝政昭君) マイナンバーカードについては、これは苦しい説明だと思います。あくまでこのマイナンバーカードについては国の責任で行うということなので、一般財源を使うような代物ではないというふうに私は判断しています。

それで、恵尚会との裁判で地裁で古平町が支払う必要がないという判決が出て、その成功報酬ということなのですけれども、相手方が控訴しました。その後弁護士費用というのは、例えば二審も払う必要がないと、古平町は、そういう判決が出た場合に弁護士費用というのはさらにどのように増えていくのか。それと、5年間約束していたものが到底受け入れられない金銭的なものを突きつけられて撤退せざるを得なかった恵尚会側としては、今回の請求というのは残り2年間で得ようとしていた利益というのは入っていないということなので、機器類のリース代の部分であるとすれば、私は早く払ってしまって決着をつけたほうがいいのでないかと、利益分を請求されないだけいいのでないかというふうに思うのですけれども、これを全額支払うというふうになったら、弁護士費用は一体どれくらいになるのか想像したいのですが、これは高裁の関係です。

〇総務課長(細川正善君) 弁護士費用が今後どうなるのかという質問でございますが、基本的な考え方としては今判決が出た部分、一審です。一審は一審で弁護士費用を精算、控訴審は控訴審で弁護士費用がかかるという考え方になります。ただし、控訴審のほうは、向こうがどのような控訴内容で地裁に訴えたのかがまだ古平町としては入手しておりませんので、何とも言いようがないのですけれども、基本的には例えばの話をしてしまえばちょっとおかしくなってしまいますが、例えば534万145円をさらにまた求められたと、そこで控訴審では判決が逆転されて古平町が全額負担しなさいというふうになった場合、弁護士の成功報酬はなくなってしまうので、そこは弁護士とお話をして何ぼ払うかというふうに決まっていくと思います。

- **○3番**(真貝政昭君) そしたら、まずこの55万は、一審段階でこういう数字ですから、今の段階でははっきりした額を想定することはできないけれども、前提としては増えるというふうに捉えていてよろしいのですか。
- **〇総務課長(細川正善君)** 控訴審の内容がはっきりしないうちから増えるとか増えないとか私の口からは言えないので、控訴審の内容がはっきりした段階で改めてきちんとご説明したいと思います。
- ○議長(堀 清君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 質疑の中で訴訟の委任業務なのですけれども、早いところ決着させて始末 してしまうように求めたいと思います。

この議案に反対する理由は、先ほど質疑でも述べましたけれども、マイナンバーカードの新規申請者報償費は国の責任でやられるべきもので、財源は一般財源に求めるべきものではないと。コロナの対策でということなのですけれども、これも新規の申請者を増やすのであれば、コロナ対策を言うのであれば、国が払うべきものです。古平町が独自にこういう形で国の方針に従ってやるべきものではないと、私はそういう考えで反対するものです。

〇議長(堀 清君) 次に、原案に賛成の討論を許します。賛成討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第41号 令和4年度古平町一般会計補正予算(第3号)を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(堀 清君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分 再開 午前11時10分

〇議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議案第41号についての総務課長のほうから補足説明をしたいという申出ありましたので、 これを。

〇総務課長(細川正善君) 先ほど議決をいただいた議案第41号の令和4年度古平町一般会計補正 予算(第3号)ですが、補足説明をさせてください。議決をいただいたのですが、補足説明させて ください。

マイナンバーカードの取得事業につきましては、今回補正予算は一般財源で組ませていただいた ところなのですが、今後コロナ交付金の動向を勘案しつつ、最終的にはコロナ交付金に振り替える 予定でございますので、そちらを補足説明させていただきます。

◎日程第6 議案第42号

〇議長(堀 清君) 次に、日程第6、議案第42号 古平町議会議員及び古平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〇総務課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第42号 古平町議会議員及び古平町長の 選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明 をいたします。

議案の7ページ、8ページ、さらには令和4年第3回定例会説明資料、予算ではないほうの説明 資料の1ページを併せて御覧ください。本件は、公職選挙法施行令に規定されている衆議院議員及 び参議院議員選挙時の公営単価が昨今の物価変動により改正され、令和4年4月6日から施行され たため、それに倣い、本町の議会議員及び町長選挙の選挙運動の公費負担に関する条例を改正する ものでございます。

改正の内容は3つです。1つ目が選挙運動時の自動車の借入れと燃料代の公費で負担する上限額の見直し、2つ目が選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の上限額の見直し、3つ目が選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の見直しなどでございます。

それでは、改正内容を詳しくご説明いたしますので、まずは説明資料の1ページ御覧ください。 横書きになっているものの下段の表を御覧ください。まず、左の条文と書かれているところで、2条から 5条で選挙運動用自動車の使用の公費負担と記載しております。内容といたしましては、まず一般運送契約の場合と書かれておりまして、車両と燃料と運転業務を一括契約の場合、これは道路運送法第 3条 1 項ハに規定するタクシー会社などを想定しているものでございますが、こちらにつきましては変更後のところ見ていただきたいのですけれども、従前と変更はございません。変更になるのがその下の個別契約の場合の自動車の借入れと燃料代でございます。自動車の借入れ 1 日 当たりこれまでは 1 万5,800円でしたが、1 万6,100円に、燃料代につきましても上限がこれまでは 1 日7,560円だったのが7,700円に、運転手の雇用につきましてはこれまでどおり 1 万2,500円のままでございます。

続いて、条文としては、6条から8条にかけて規定されております選挙運動用ビラの作成の公費 負担でございます。作成枚数の上限につきましては、町長5,000枚、議会議員1,600枚、これにつき ましては変更はないのですが、作成単価の上限がこれまでの1枚7円51銭から7円73銭に見直すも のでございます。

続いて、条文としては、9条から11条に規定されております選挙運動用ポスターの作成の公費負担でございます。作成枚数の上限につきましては、これまでどおりポスターの掲示場数の1.2倍まで

ということで変更はございません。古平町でいうと、掲示場が30か所ありますので、36枚まで。作成単価の上限がこれまでの525.6円から541.3円、さらにはこれまで15万円、これ法律上は企画費と呼んでいますが、この企画費15万円だったものは15万2,800円ということで、そこの計算式に合わせますと、これまで1枚当たり5,526円だったものが1枚当たり5,635円まで公費負担になるよという見直しでございます。これ国に合わせて変更するものでございます。

引き続き 2ページ、3ページ御覧ください。新旧対照表を載せてございます。左が改正後、右が改正前でございます。第 4条の第 1 項第 2 号、(2)のアの部分でこれまでの 1 万5,800円を 1 万6,100円と自動車の借り上げの上限を見直した規定でございます。同じ号のイの部分でございますが、7,560円を7,700円に 1 日の燃料額の上限額を見直した規定でございます。

8条では、ビラの作成単価ということで7円51銭を7円73銭に、さらに11条ではポスターの作成の公費負担ということでこれまでの1枚当たり525円6銭を541円31銭、さらには15万円を15万2,800円と見直す規定でございます。

それでは、議案に戻っていただいて、8ページ御覧ください。8ページには、今説明資料でご説明した内容が条例改正の改め文として掲載してございます。

最後に、本一部改正の施行日は、公布の日からと附則で規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。 ○3番(真貝政昭君) 今回の条例改正、今説明資料に基づいて説明があったのですけれども、この条例というものは国の変更に基づいて全国一律で決められるものなのか。それと、内容についてこの条例についてそれぞれ独自で変えることができるものなのか。条例ですから、別に国に従わなくてもできるというふうに判断しているのですけれども、説明してください。

○総務課長(細川正善君) 真貝議員おっしゃるとおり、条例ですので、必ずしも国に全て倣うと、国に従うということはしなくてもいいです。実際に今回の改正につきましては、ほとんどが国に倣っておりますが、一部実勢単価というのですか、そういうものに見合って改正している部分もございます。

○議長(堀 清君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第42号 古平町議会議員及び古平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第43号

○議長(堀 清君) 日程第7、議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〇総務課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第43号 職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案は9ページから12ページです。説明資料については5ページからになります。本件は、職員の育児休業等条例を改正するものでありますが、そもそもこの条例は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき古平町の職員が育児休業を実施するに当たり必要な事項、いわゆる先ほど言った地方公務員の育児休業等に関する法律の中で条例で定めると規定している部分を具体的に定めた条例でございます。今回の改正につきましては、国家公務員に適用される人事院規則が改正され、令和4年10月1日から施行されることに合わせまして地方公務員も改正するものでございます。

改正の内容の主なものは3つでございます。1つ目が育児休業の取得回数制限の緩和、2つ目が 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、3つ目が非常勤職員の子の1歳 以降の育児休業の取得の柔軟化の3つでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、まずは説明資料 5 ページ御覧ください。 5 ページでは、育児休業条例の新旧対照表を記載してございます。左が改正後、右が改正前でございます。改正箇所の概要といたしましては、まず第2条でございます。第2条は、育児休業をすることができない職員ということで規定しておりますが、そこの(3)、第3号になりますが、非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員ということで、まず古平町ではこの非常勤職員は会計年度任用職員になります。これの以外の非常勤職員ですので、この後書かれているア、イにつきましてはそこに該当する場合は育児休業を取得することができるというふうになります。ここで規定されておりますのは、育児休業を取得することができる会計年度任用職員をここの改正で拡大しているというような改正でございます。さらには、出生後8週間以内の育児休業の取得要件も緩和しているところでございます。

続きまして、改正の内容としまして、6ページの第2条の3御覧ください。この第2条の3につきましては、見出しとして育児休業法第2条第1項の条例で定める日というふうに規定されておりますが、これは現行の会計年度任用職員、臨時職員につきましては基本は1歳から1歳6か月まで条例で定める日まで取得可能というふうに規定されてございます。その規定の中で1歳6か月まで最大取れる育児休業の取得可能要件を緩和する規定がこの第2条の3で規定してございます。

続いて、7ページ御覧ください。第2条の4です。見出しで育児休業法第2条第1項の条例で定める場合と規定されておりますが、これは基本は1歳から1歳6か月と今ご説明いたしましたが、条例で定める場合は2歳まで取得できることになります。この第2条の4の改正は、2歳まで取得

できる要件を緩和した規定が書かれてございます。

続きまして、8ページ御覧ください。改正条文として第3条です。育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情と見出しで規定しておりますが、これは現行は育児休業を1度取得した場合は対象年齢以下でも2度目は不可能、不可だったのですが、条例で定める特別な事情の場合は2回目以降も取得することができます。その特別な事情の要件を緩和した規定が第3条でございます。

続いて、第3条の2です。8ページの下段です。育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で 定める期間を基準として条例で定める期間とありますが、これは人事院規則を基準として新たに条 例で定めなければいけない規定の部分でございます。

続きまして、第10条の改正です。これは、単なる文言の修正でございます。

12条、17条につきましては、この条例の運用になります規則への委任を規定したものでございます。

議案の10ページに戻ってください。10ページから12ページにつきましては、今ご説明した内容を 条例改正の改め文として掲載しているものでございます。

最後に、本一部条例の改正の施行日は、令和4年10月1日からと附則で規定してございます。 以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ ます。

- **〇議長(堀 清君)** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 報告第4号及び日程第9 報告第5号

〇議長(堀 清君) 日程第8、報告第4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率について と日程第9、報告第5号 令和3年度決算に基づく資金不足比率については関連がありますので、 一括議題とします。

報告第4号について報告を求めます。

〇総務課長(細川正善君) ただいま上程されました報告第4号 令和3年度決算に基づく健全化 判断比率について報告いたします。 議案の13ページ、さらには説明資料の11ページ御覧ください。本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率、いわゆる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標を監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

まず、議案13ページの実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、その他の特別会計において赤字額が令和3年度もありませんでしたので、比率はありません。存在しません。 実質赤字比率と連結実質赤字比率の用語の解説は、説明資料11ページの下段に記載されておりますので、後ほど御覧ください。

次に、実質公債費比率についてですが、これのご説明をさせていただきます。説明資料の11ペー ジ御覧ください。まず、最上段の表で、令和3年度の実質公債費比率は8.6%です。では、この8.6 %の内容といたしまして、まず11ページの下段、用語の解説のところを御覧ください。この比率は、 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。古 平町の自由に使える一般財源の標準規模に占める借金の割合でございます。この比率の算出方法で すが、13ページ御覧ください。令和3年度の部分を御覧ください。まず、(1)の地方債の元利償 還金、つまり令和3年度の借金の返済額4億6,306万9,000円とここ数年では一番多くなってござい ます。これに(2)の準元利償還金1億5,544万4,000円を加えまして、そこから(3)の償還金に 充てられる特定財源3,556万1,000円と(4)の交付税に算入された元利償還金の額を足して差し引 きます。交付税に算入されたのが4億902万3,000円でございます。その額を(5)の標準財政規模 から(4)の交付税に算入された元利償還金の額を差し引いた額で割り返すと。そうすると、単年 度で9.1%となり、実質公債費比率は3か年平均で出しますので、令和元年、令和2年、令和3年で 平均すると8.6%となるというところでございます。国が示す早期健全化基準は25%、財政再生基準 は35%ということで、この基準を大きく下回っている状況でございます。ですが、計算過程の中で 出てくる標準財政規模、ここの部分につきましては交付税が大きな要素として算出されます。そこ で、古平町のような小さな団体では、交付税が減れば当然標準財政規模も小さくなり、すぐにこの 実質公債費比率が上昇してしまうという事態に陥ってしまいます。ですので、今後もこの標準財政 規模、交付税を勘案しながらの財政運営が必要になるという状況でございます。

最後に、もう一つあった将来負担比率でございますが、また説明資料の11ページに戻ってください。令和3年度は1.7%です。この将来負担比率というのは、11ページの下の用語解説御覧ください。一般会計が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率と。算出方法を説明いたします。14ページに飛んでください。また同じく令和3年度の欄を御覧ください。まず、(1)の将来負担額、今現時点で古平町が負担しなければいけない将来負担額の総計は68億7,088万1,000円となってございます。その将来負担額の大きな要素がその下の①の地方債の現在高でございます。令和3年につきましては52億2,361万1,000円と令和2年に比べまして8億8,000万程度増えてございます。これは、複合施設建設したため、その起債が増えたということでございます。この(1)の将来負担額、ここから(2)の充当可能な基金、貯金、それらを差し引くと。(2)の充当可能な財源等は68億3,684万5,000円となります。それを(3)の標準財政規模から(4)の交付税に算入された額

を差し引いて割り返すと1.7%というような数値になるところでございます。令和元年度と令和2年度につきましては、この将来負担比率、数値として現れておりませんでした。それは、将来負担額以上に充当可能な財源を持っていたため、計算の途中でマイナスとなって比率が出てこなかったというところでございます。この比率に対する国が示す早期健全化基準は350%以上でございます。先ほども説明したとおり、交付税の増減いかんによってはこの比率も大きく増減するということをご理解お願いいたします。

以上でご報告を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- O議長(堀 清君) 続いて、報告第5号について報告を求めます。
- **○建設水道課長(高野龍治君)** 報告第5号 令和3年度決算に基づく資金不足比率についてご報告いたします。

議案19ページをお開きください。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計のそれぞれで資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付した上、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

資金不足比率の結果につきましては、本紙表にて記載のとおり簡易水道事業特別会計、公共下水 道事業特別会計、両会計ともに資金不足比率の算定値はなしでございました。

なお、資金不足比率の算出方法につきましては説明資料15ページに載せておりますので、ご参考 いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

- 〇議長(堀 清君) 報告が終わりました。
 - ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。
- 総務課長に伺いますけれども、総務省の健全化判断比率の算定の概要とい 〇3番(真貝政昭君) うのを見ますと、将来負担比率というのは一般会計、公営企業会計、特別会計、これが古平町の各 会計の部類なのだけれども、将来負担比率については一部事務組合、広域連合、それから地方公社、 第三セクターまでを含めて将来負担比率というふうに説明がされているのです。それで、いろいろ と国の方針の転換によるのか、こういうような報告義務が出てきまして、それを我々がよく分から ないけれども、認めるという形を取っているのだけれども、よく分からないことを道の議長会の研 修のときにx軸、y軸を取って、座標軸を取って健全に何とかやっているだろうと、そういうのを 一目で分かるような研修会での説明を受けているのです。それに基づいた地方議員、自治体向けの 書籍も出ていますけれども、前任の総務課長が前担当していたときからそういう座標軸に基づいて 素人の議員にも分かりやすく説明資料として数年間出してきていたのです。それが気に食わないと 言って4年間やめたわけですけれども、道の議長会でわざわざ研修の項目として議員さん方に分か りやすく説明する材料として提示しているものをここで復活できないのかと。こういう小面倒くさ い資料、それから数字を出されてもちゃんとやっているかどうかよく分からないのです。それの復 活を求めたいのですけれども、前の担当課はよく出してくれていましたので、さらに精度を上げて 議員に分かりやすく説明資料の一部として出してほしいなと思うのですけれども、どうですか。
- 〇総務課長(細川正善君) 今ご質問のあったx軸、y軸のやつは、確かに古平町で昔出しており

ました。私も携わったことがありますが、あれは全ての地方の団体がx、yとかに当てはめて出しておって、古平町としてうちのような小さな財政規模の団体に果たして適するものなのかというのは私のほうでもう少し研究する余地があるのかなというふうに考えておりますので、この場で復活できるだとか復活できないだとかという説明は控えさせてください。

もう一つ、ここの先ほどの説明の中でこの表よく分からないとかというご意見でございましたが、 こちらにつきましては法律の中で監査委員の意見を付して出さないといけないものでございますの で、今後もこの形では出させていただきます。

○3番(真貝政昭君) お役所の作業内容として義務的なものなので、それは一向に構わないのですが、私たちが知りたいのは一体どういうような状況にあるのかというのを一目で見たいというのがありました。ちなみに、全道の議長会の研修会では、当時非常に財政的にゆるくなかった夕張が突出してほかの一般的な自治体からかけ離れた位置にあった、隣の積丹町も大変な時期にあったというのが一目で分かったような、そういうものでしたので、なるべく類似団体というものがありますから、古平町に類似団体というのがあるでしょう。そういうくくりの中でもいいですから、やはり分かりやすいものを検討していただきたいなと思う次第です。

○議長(堀 清君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これで報告第4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率についてと報告第5号 令和3年度 決算に基づく資金不足比率についての報告を終わります。

暫時休憩いたします。昼食のため1時まで休憩します。

休憩 午前11時53分 再開 午後 0時54分

〇議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 同意第1号

- O議長(堀 清君) 日程第10、同意第1号 古平町監査委員の選任についてを議題とします。 提出者の説明を求めます。
- **○副町長(奥山 均君)** ただいま上程されました同意第1号 古平町監査委員の選任について提 案理由を述べさせていただきます。

本件は、現在監査委員をされております本間好晴氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

初めに、本間好晴氏の主な経歴についてご説明いたします。本間氏は古平町出身で、昭和53年に 北海学園大学を卒業後、同年4月、本町職員として採用され、企画財政課長、保健福祉課長、財政 課長、建設水道課長を歴任され、平成28年3月に定年退職をしております。公職歴といたしまして は、平成30年12月から古平町監査委員に就任されまして、現在1期目でございます。

本間氏は人格高潔であり、また本町職員として38年間にわたり培った豊富な行政経験により財務管理や事業経営管理などに精通していることから、監査委員として適任であると判断し、ご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案、記以下の部分を朗読させていただきます。

- 1、区分、識見を有する者。
- 2、住所、古平郡古平町大字本町104番地。
- 3、氏名、本間好晴、昭和30年7月22日生まれ、67歳。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお 願い申し上げます。

- ○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。 ○1番(木村輔宏君) 多分これからずっと人選、人のこれが入ってくると思うのですけれども、 本間君だから言うのでなくて、私も議員やって相当なります。そのときに人事のことについては話 しするなと。これは、いい悪いではなくて、こういう人たちを選ぶときに二、三名でも候補者がい て、その中から選ぶのか、最初から1名なら1名の中からこの人がいいですよと選ぶのかというだ けを聞きたい。本間さんのことでなくて、人事の話で聞きたいのですけれども。
- **〇町長(成田昭彦君)** 今の人事の選任についてでございますけれども、内部、そして担当課話しして、例えば新人の場合、新たに選ぶ場合は候補者を挙げて、その中で内部で検討して事前にお願いするという形を取ってございます。
- ○議長(堀 清君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから同意第1号 古平町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(堀 清君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第11 同意第2号

○議長(堀 清君) 日程第11、同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○副町長(奥山 均君) ただいま上程されました同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を述べさせていただきます。

本件は、現在固定資産評価審査委員会委員をされております須田嘉勝氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

初めに、須田嘉勝氏の主な経歴についてご説明いたします。須田氏は古平町出身で、昭和39年に北海道小樽水産高等学校を卒業後、同年から平成13年までの37年間古平漁業協同組合に勤務され、そのうち平成8年から5年間にわたり参事職に就かれておりました。公職歴といたしましては、平成19年9月、古平町固定資産評価審査委員会委員に就任され、現在5期目であるほか、本町の選挙管理委員、国民健康保険税審議会委員及び文化財保護審議会委員を歴任されております。

須田氏は人格高潔であり、これまでの豊富な経験と優れた識見を有していることから、固定資産 評価審査委員会委員として適任であると判断し、ご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案、記以下の部分を朗読させていただきます。

選任すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町268番地3、氏名、須田嘉勝、昭和21年5月5日生まれ。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお 願い申し上げます。

- **〇議長(堀 清君)** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

〇議長(堀 清君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第12 同意第3号

○議長(堀 清君) 日程第12、同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

〇副町長(奥山 均君) ただいま上程されました同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を述べさせていただきます。

本件は、現在固定資産評価審査委員会委員をされております八戸幸治氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

初めに、八戸幸治氏の主な経歴についてご説明いたします。八戸氏は小樽市出身で、昭和39年に 北海道長万部高等学校を卒業後、昭和40年から古平信用金庫に、その後の合併後の北海信用金庫の 職員として平成19年まで勤務されておりました。公職歴といたしましては、令和元年9月、古平町 固定資産評価審査委員会委員に就任され、現在1期目であるほか、本町の社会教育委員、表彰審議 委員会委員及び特別職報酬等審議会委員を歴任しております。

八戸氏は、平成27年から町内会長も歴任し、地域の信望が厚いほか、これまでの豊富な経験と優れた識見を有していることから、固定資産評価審査委員会委員として適任であると判断し、ご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案、記以下の部分を朗読させていただきます。

選任すべき委員、古平郡古平町大字浜町484番地、氏名、八戸幸治、昭和21年10月26日生まれ。 以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお 願い申し上げます。

- ○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(堀 清君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第13 同意第4号

〇議長(堀 清君) 日程第13、同意第4号 古平町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

〇副町長(奥山 均君) ただいま上程されました同意第4号 古平町教育委員会委員の任命について提案理由を述べさせていただきます。

本件は、現在教育委員をされております本間利和子氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び 任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同 意を求めるものでございます。

それでは、本間利和子氏の主な経歴についてご説明いたします。本間氏は古平町出身で、昭和60年に北海道立古平高等学校を卒業後、同年4月から余市スーパー志賀商店に勤務され、昭和63年4月から北海道漁業協同組合連合会、平成12年2月から古平町役場の臨時職員として、平成17年4月からは民間会社に勤められ、その後平成23年4月からは一般社団法人ふるびら和みの代表理事に就任され、現在に至っているところでございます。公職歴といたしましては、平成28年6月から古平町教育委員会委員に就任されまして、現在2期目でございます。また、平成26年から古平町社会福祉協議会評議員も歴任されているところでございます。

本間氏は人望も厚く、高潔でかつ豊富な識見を有することから、古平町教育委員会委員として適任であると判断し、ご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案、記以下の部分を朗読させていただきます。

任命すべき委員、住所、古平町大字浜町字土場514番地、氏名、本間利和子、生年月日、昭和42年3月11日生まれ、55歳。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお 願い申し上げます。

- ○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから同意第4号 古平町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(堀 清君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第14 認定第1号

○議長(堀 清君) 日程第14、認定第1号 令和3年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

初めに、一般会計から説明を願います。

〇総務課長(細川正善君) ただいま上程されました認定第1号 令和3年度古平町各会計歳入歳 出決算の認定のうち一般会計についてご説明いたします。

決算につきましては、地方自治法233条第3項で地方公共団体の長は決算を監査委員の意見をつけ

て議会の認定に付さなければならないと規定されております。これに基づきまして、このたび議案の37ページ以降に監査委員の意見をつけて議会の認定を受けるものでございます。さらに、地方公共団体の長は、自治法233条第5項の規定により、決算を議会の認定に付すに当たっては当該決算に係る主要な施策の成果を説明する書類を提出しなければならないとも規定されております。それがお手元にございます薄いほうの令和3年度古平町各会計歳入歳出決算説明書でございます。

それでは、令和3年度の決算内容を説明させていただきますが、私の説明につきましては薄いほうの決算説明資料を用いて説明させていただきます。説明資料御覧ください。まず、4ページ、5ページ御覧ください。上段の表になります。歳入歳出決算額でございます。決算額の欄御覧ください。歳入65億3,997万2,676円、歳出63億9,912万510円、差引き1億4,085万2,166円となってございます。前年度令和3年度につきましては、複合施設の建設のため決算額が大きくなっているところでございます。なお、この歳入歳出差引額につきましては、全て翌年度純繰越額として繰り越したところでございます。

続きまして、6ページ、7ページ御覧ください。6ページ、7ページにつきましては、決算額を予算科目の款ごとに集計したものでございます。10地方交付税の欄の収入済額のところを御覧ください。令和3年度21億6,896万3,000円の収入となっており、そのまま一番右のEの構成割合のところを御覧ください。これは、歳入総額に占める割合でございます。古平町の令和3年度の歳入のうち33.2%、ほぼ3分の1以上が地方交付税ということになってございます。続いて、13の国庫支出金の欄御覧ください。収入済額10億6,944万7,431円、構成割合としては16.4%、複合施設建設のための補助金、さらにはコロナ交付金などにより金額が大きくなっているところでございます。そのまま下の20の町債御覧ください。収入済額13億3,575万2,000円となってございます。こちらにつきましても複合施設建設のため起債、町債借入れしたために大きくなっているところでございます。令和3年度の歳入の概要としては、大きな特徴は以上のとおりです。

続きまして、8ページ、9ページ御覧ください。こちらも歳出決算額を款ごとに集計したものでございます。特徴としては、2款の総務費の支出済額、9ページのほう御覧ください。28億5,115万9,299円、構成割合として、一番右です。44.6%、複合施設建設、総務費に計上してございましたので、決算額も大きくなっているところでございます。

一旦飛ばしまして、12ページ、13ページ御覧ください。12ページ、13ページは、歳出決算額を今度は性質別に表したものでございます。13ページを用いて令和2年度との比較をしながら説明させていただきます。まず、1、人件費でございます。決算額5億9,400万8,000円、対前年174万1,000円の増となってございます。人件費の特徴としては、その他の欄で決算額が前年より大きくなってございます。このその他につきましては、会計年度の医師の報酬額の増ということでございます。2、物件費、決算額7億7,660万7,000円、対前年1,183万8,000円の減でございます。大きな理由といたしましては、委託料で1,992万1,000円、使用料で1,590万1,000円減となってございます。こちらの委託料、使用料の大きな減の要素としては、令和2年度に比べてふるさと納税減ってございますので、そのシステムに係る使用料だとか、ふるさと納税の贈呈品、返礼品の委託で減っているところでございます。続きまして、3、維持補修費、決算額1億3,497万7,000円、対前年963万4,000

円の減となってございます。大きな要素としては、真ん中辺に道路除雪費と記載しておりますが、 これが令和2年に比べて1,485万6,000円減となったことに伴う減少でございます。続きまして、4、 扶助費、決算額4億2,276万7,000円、対前年2,982万円の減でございます。大きな要素といたしまし ては、こちらも真ん中辺に障害福祉サービス等扶助費と書かれておりますが、そこが対前年2,076 万1,000円減ってございます。障害者の福祉サービスの扶助費が減ったことでございます。続きまし て、5、補助費でございます。決算額5億3,545万6,000円、対前年3億8,084万2,000円の減となっ てございます。大きな要素といたしましては、その4つ下に特別定額給付金と書かれておりまして、 令和2年に全町民に一律10万円配る特別定額給付金実施しましたが、それがなくなったことによっ て大きく減っているところでございます。それ以外につきましても補助費のその他の部分で対前年 1億4,940万5,000円減ってございますが、その理由としては課税世帯、非課税世帯への補助額が減 ったことによります。続きまして、6、建設事業費です。決算額25億9,072万4,000円、対前年11億 5,367万4,000円増となってございます。その大きな要因としては、すぐ下の中心拠点誘導複合施設 建設事業で13億6,325万4,000円対前年よりも増となってございます。こちらにつきましては、複合 施設のZEB化工事、さらには防災棟建設に伴い、令和2年よりも複合施設の建設事業費が増えて ございます。続きまして、7番、公債費、決算額4億6,312万6,000円、対前年4,062万9,000円の増 となってございます。これ町債の元金が対前年よりも4,110万7,000円増えてございます。こちらに つきましては、平成29年度に借入れした起債の元金の償還が開始したために増となってございます。 続きまして、8、積立金、決算額4億7,355万8,000円、対前年1億1,060万2,000円の増となってご ざいます。大きな要素といたしましては、財調積立金7,780万増えてございます。こちらの財調とい うのは、財政調整基金のことでございます。令和3年度交付税が令和2年度よりも増えたことに伴 いまして、財政調整基金の積立額が増えたところでございます。11、繰出金、決算額4億789万8,000 円、対前年230万5,000円の減でございます。以上、歳出決算額63億9,912万1,000円を性質別にご説 明いたしました。

同じように、歳入につきましてもご説明いたしますので、10ページ、11ページにお戻りください。11ページでご説明いたします。 1、町税、決算額 2億2,218万5,000円、対前年1,011万9,000円の増となってございます。内訳としては、その下に掲載されているとおりでございます。続きまして、譲与、消費税等で決算額 1億581万1,000円、対前年883万3,000円の増となってございます。こちらにつきましてもその増減内訳の特徴は下に書かれているとおりでございます。続きまして、10、地方交付税、決算額21億6,896万3,000円、対前年 2億895万3,000円の増となってございます。内訳としては、主に普通交付税で 1億9,065万8,000円令和 3年度増えてございます。大きな要素としては、普通交付税のうちデジタル社会推進費、さらには臨時経済対策費、ここの項目で大きく増えたところでございます。続きまして、分担金及び負担金、決算額559万8,000円、対前年60万6,000円の増でございます。続きまして、12、使用料、手数料、決算額8,782万8,000円、対前年1,365万1,000円の増でございます。内訳といたしましては、その他手数料、対前年よりも1,286万8,000円増えてございます。これのその他の内訳ですが、診療所でコロナの予防接種を受けた場合に診療所に入る手数料が1,533万円ほどありましたので、それが大きな要素となってございます。続きまして、13、国庫支出金、

決算額10億6,944万8,000円、対前年2億7,616万7,000円の減となってございます。主な増減要因で ございますが、そのちょっと下の辺りに社会資本整備(都市再構築)とございます。これが1億2,160 万増えてございます。この社会資本整備交付金、複合施設建設に絡む補助金でございます。その2 つ下に特別定額給付金事業補助金がゼロ円ということで、対前年よりも3億711万4,000円減になっ てございます。これ先ほどの歳出でもご説明した1人当たり10万円の特別給付金がなくなったこと に伴うものでございます。その下のところにプレミアム商品券事業費補助金と記載されております が、こちら誤植でございます。すみません。住民税非課税世帯臨時特別給付金でございます。こち らが8,191万9,000円ということで、令和3年度の新たな国の施策で増えた補助金でございます。そ の下に、字が小さくて申し訳ありません。水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金と記載され ておりますが、こちらにつきまして1億9,722万7,000円の減となってございます。生産部横に建て た組合の冷蔵庫の補助金でございます。その他のところで対前年よりも5,970万6,000円増となって おりますが、こちらはコロナのワクチン接種で3,800万程度、さらには介護医療院開設でもらった補 助金が1,500万程度あることが大きな要素でございます。続きまして、14、道支出金、決算額2億6,395 万3,000円、差引き7,931万8,000円の増となってございます。これの主な要素は、右側の表の道支出 金のその他の欄です。R3年の決算額が9,414万1,000円で、対前年8,667万9,000円となってござい ます。こちらの主な要素が電源立地地域対策交付金、電源交付金で神恵内の文献調査に伴うもので 7,500万の補助が入っているところでございます。続いて、15、財産収入、決算額826万9,000円、差 引き276万3,000円の増となってございます。続きまして、16、寄附金、決算額4億5,172万4,000円、 差引き2,479万6,000円の減でございます。主な要素としては、ふるさと応援寄附金が2,383万円が減 ったことによるものでございます。続きまして、17、繰入金、決算額2億4,569万3,000円、差引き 1億2,734万9,000円の増となってございます。主な要素としましては、そのちょっと下にコミュニ ティセンター建設基金4,073万6,000円の増、さらには庁舎建設基金として4,610万8,000円が増とな ってございます。これ複合施設建設に伴い、基金を取り崩したものでございます。続きまして、18、 繰越金、決算額3,734万8,000円、差引き2,507万5,000円の減でございます。内訳は、そこに記載さ れているとおりでございます。19、諸収入、決算額5億3,740万1,000円、差引き4億3,691万2,000 円、この大きな要素につきましては下のほうに字がちょっと小さくなっておりますが、二酸化炭素 排出抑制対策事業費ということで4億4,472万3,000円が決算額となってございます。これは、複合 施設建設に伴うエネエという部分の補助金額でございます。続きまして、20、町債、決算額13億3,575 万2,000円、差引き4億1,324万6,000円でございます。大きな要素としては、先ほどから何度も申し ているように複合施設建設に伴い起債の借入れ増えました。それがそのすぐ下に書いている中心拠 点誘導複合施設建設事業債でございます。これが大きな要素となり、起債の借入れ増えたところで ございます。以上、歳入の決算額65億3,997万3,000円の性質別の内訳でございました。

引き続き15ページ御覧ください。町税の徴収実績調べでございます。上段の表の中段見てください。現年課税分のところです。調定額2億2,056万8,441円に対して、収入済額2億1,806万5,750円、令和3年度の収納率98.9%、令和2年の収納率よりも上昇してございます。滞繰分含めた町税総額におきましても令和3年の収納率につきましては96.7%と令和2年の収納率を上回ったところでご

ざいます。不納欠損額といたしましては243万2,614円でございます。

続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。16から17、18、19と歳出の決算額を予算科目の款ごとに、さらに節別に集計したものでございます。こちらのほうは、後ほど御覧ください。

続いて、20ページ、21ページ御覧ください。歳入歳出決算の経常、臨時収支に関する調書でございます。左側の20ページが歳入、21ページが歳出でございます。そのそれぞれの決算額を経常的と臨時的に分けた表でございます。臨時的というのは、令和3年度に限り臨時的に支出、収入があったものというふうにご認識ください。それ以外のものが経常的というふうに理解をお願いいたします。20ページの歳入の決算額のうち臨時的収入が36億6,932万7,000円と、何度も説明しているとおり複合施設建設に伴い臨時的収入が大きく増えてございます。そのまま21ページの歳出の合計御覧ください。臨時的支出でございます。歳出の決算額のうち41億6,862万4,000円と臨時的支出、こちらも複合施設建設のために大きく決算額増えたところでございます。なお、21ページの下段に経常収支比率載せてございます。②割る①ということで70.9%、前年度84.5%を大きく下回ってございます。この経常収支比率でございますが、小さな数値になればなるほど財政に柔軟性があるという意味でございます。経常的な収入のうち経常的支出を割り返したものでございますので、必ず入ってくる収入を必ず使うもので割り返したものでございますので、数値が小さくなれば財政に柔軟性があるという指標でございます。先ほどからご説明しているとおり、令和3年度は普通交付税が増えてございますので、普通交付税、経常的収入になります。ですので、交付税が増えれば、この経常収支比率も下がるというふうにご理解ください。

続きまして、24ページ、25ページ御覧ください。起債の状況調書でございます。令和3年度に発行した起債の一覧を載せたものです。起債、借金でございますが、24ページの一番下の表を御覧ください。こちらを用いてご説明いたします。令和3年度中に発行した起債額が13億3,575万2,000円でございます。それぞれ交付税措置率がありまして、交付税措置額といたしましては7億2,640万5,000円でございます。実際に借りたのが13億3,575万2,000円でございますが、そのうち交付税措置が7億2,640万5,000円ございますので、差引き元金の実負担額としては6億934万7,000円ということになります。実際のところ半分以下の負担で後年度負担が済むということを表してございます。

続きまして、26ページ御覧ください。債務負担行為の執行調書でございます。現時点で債務負担 行為を設定しておりまして令和4年度以降の支出予定額としては、その表の合計欄の部分見てくだ さい。3億9,825万9,000円が今後支出しなければいけないというものでございます。

続きまして、27ページ御覧ください。地方債の現在高調書でございます。現時点で一般会計でどれだけの起債があるのかというのを表したものでございます。まず、令和2年度末の現在高としては43億3,749万8,000円ございました。実際に令和3年度中に発行した起債額が先ほどから説明しているとおり13億3,575万2,000円と。実際に令和3年度中に返済した元金が4億4,963万9,000円ございましたので、令和3年度末で存在する現在高としては52億2,361万1,000円ということになります。続きまして、28ページ御覧ください。こちらの表は、他会計、一般会計以外の繰出金を表したものでございます。

さらに、29ページ御覧ください。一部事務組合、広域連合補助費調書ということで、消防、衛生

施設組合、廃棄物広域連合、さらには後志広域連合などへ負担した額の調書でございます。

続いて、30ページ、31ページ御覧ください。職員給与費目的別内訳調書でございます。上段の表が一般会計、下段に参考として特別会計で負担している正職員の給与費を表示したものでございます。一番下の総計御覧ください。令和 3 年度、人数として73人、給料として払ったのが 2 億6,811 万1,000円、そのまま31ページ見てください。手当で払ったのが 1 億8,291万3,000円、共済費として 8,211万9,000円ございまして、総計として 5 億3,314万3,000円ということになります。

続きまして、33ページ御覧ください。33ページから74ページまでは、主要な施策に関する報告書のうち一般事務事業を掲載したものでございます。いわゆるソフト事業を掲載したものです。古平町が行っている施設を建設するなどのハード事業以外の毎年行っているソフト事業を掲載してございます。詳しく毎年載せておりますが、決算額や利用者数などを表に表して分かりやすくしておりますので、こちらにつきましては毎年載せておりますので、後ほど御覧ください。今年度につきましては、新規に35ページですが、地方創生臨時交付金事業ということで新たに項目をつくって令和3年度にコロナ交付金で行った事業を載せてございます。なお、この35ページのコロナ交付金を使って行った事業は、建設事業は除いたソフト事業でございます。

続きまして、75ページに飛んでください。75ページから107ページにかけましては、主要な施策に関する報告書として建設事業を載せてございます。まず、76、77御覧ください。建設事業費予算額調べ、(1)、総括ということで、76、77は建設事業を補助事業と単独事業に分けて掲載してございます。複合施設建設が補助事業に当たりますので、補助事業の事業費が大きくなってございます。なお、道が国から補助をもらわず、道が単独で古平町に補助してくれた道単事業につきましては単独事業のほうに掲載しております。

続いて、78、79御覧ください。こちらは、予算科目の款ごとに補助、単独に分けて掲載してございます。何度も説明しているとおり、総務費の部分に複合施設の建設が計上されてございますので、総務費の事業費の合計額が大きくなってございます。

続きまして、80ページ、81ページでございます。こちらは、事業別建設事業費調べということで、予算の款ごとに、さらに事業名ごとにそれぞれまとめた調書となってございます。こちらの代表的なものにつきましては、84ページ以降に個別の調書が出てきますので、そちらで説明いたしますので、この80ページ、81ページの説明は以上で終わらせていただきます。

続きまして、82ページ、83ページでございます。これは、起債のうち過疎ソフト債、通常過疎ソフトと呼んでおりますが、過疎ソフトを活用して行っている事業を掲載したものでございます。主なものとして、コミュニティバスの運行に過疎ソフト、さらには町立診療所の医師確保対策事業として過疎ソフトを使ってございます。

続いて、84ページ御覧ください。ここからは、先ほどご説明した1本1本の建設事業の詳細な調書を載せてございます。金額の大きいもの、さらには特徴のある主なものについてご説明させていただきます。まず、84ページの事業番号1、中心拠点誘導複合施設建設事業でございます。事業費24億4,508万7,000円、この24億の内訳はその下に事業内容として記載してございます。さらには、いただいた補助事業名、さらには発行した町債名、起債の内訳もその下に記載してございます。84

ページの一番下、決算事業費内訳の欄を御覧ください。総額で先ほどから説明しているように24億 4,508万7,548円です。そのうち国の支出金、国補助等でございますが、9億2,476万6,000円、さらには町債で11億4,800万円、その他 2 億900万円、このその他の主なものは基金でございます。一般財源が166,332万1,548円というような決算になってございます。事業費24億のうち、持ち出した一般財源が1割以下というような状況になってございます。

続きまして、85ページ御覧ください。事業番号2です。古平町中心拠点再生整備事業でございます。この中心拠点再生整備事業というのは、複合施設以外の道の駅整備を含めたここら辺一帯の整備を中心拠点再生整備事業と呼んでございます。決算額は3,571万4,000円です。内訳といたしましては、恵比須小路線改良工事ということで延長191.25メートルを2,526万4,000円、さらには旧役場庁舎、現在解体してございますが、それの実施設計として令和3年度に561万円、さらには開発許可の変更申請ということで484万円の決算額となってございます。

続きまして、そのまま88ページ御覧ください。事業番号 5、地方創生臨時交付金事業(建設事業分)でございます。コロナ交付金をもらって、コロナで影響を受けている町内業者の応援のために令和4年度以降に予定していたものを前倒しで行った事業でございます。決算額としては3,414万9,000円ございますが、内訳としては複合施設雨水管新設工事2,165万9,000円、公営住宅の解体工事、旭団地、清丘団地、それぞれ1棟、2棟解体して949万3,000円、それ以外に幼児センター照明LED化104万5,000円、小中学校網戸設置工事で195万2,500円、実施してございます。

続きまして、95ページ御覧ください。事業費の大きいものです。橋梁長寿命化事業ということで、 決算額2,487万1,000円となってございます。橋梁、橋でございますが、修繕工事として渋谷床屋の 裏の冷水橋、さらには調査設計として三条橋、BGにつながる道路に架かっている橋でございます。 それと冷水橋の調査設計、これら2,487万1,000円かけて実施してございます。

続きまして、96ページ御覧ください。事業番号13、道路照明更新事業ということで、決算額1,771 万円でございます。決算額が比較的大きいので、内容を説明させていただきます。道路照明の更新 工事として97基をLED化した事業でございます。

続きまして、101ページをちょっと御覧ください。101ページから107ページにつきましては、参考までに北後志消防組合古平支署で行った事業を載せてございます。こちらは、説明を省略させていただきますので、後ほど御覧ください。

続きまして、109ページ御覧ください。ここから119ページまでは、主要な財政数値に関する報告書ということで記載してございます。令和3年の決算が終わった後の財政状況の特徴について説明させていただきます。

110ページ、まず御覧ください。実質的単年度収支の推移ということでございます。実質的単年度収支というのは、その年の収入でその年の支出を賄えたのかというのを表したものでございます。令和3年度の欄御覧ください。上から見ていきます。まず、Aの欄で歳入の決算額65億3,997万3,000円、Bの欄に歳出決算額63億9,912万1,000円、差引き、形式収支として1億4,085万2,000円表示してございます。このうち繰り越して行う事業の財源とすべきものは、令和3年度はございませんので、実質収支につきましては1億4,085万2,000円ということになります。この1億4,085万2,000円

のうち前年度繰越金が幾らあったのかといいますと、令和2年から令和3年に3,628万4,000円ございましたので、単年度収支といたしましては1億456万8,000円となります。さらに、財調積立てが1億420万円ございましたので、合わしたものが2億876万8,000円が実質単年度収支ということになります。それ以外の財調以外の基金積立てで3億6,935万8,000円、減債基金とふるさと納税が主なものですが、積立てがありました。さらに、ふるさと納税とコミュニティセンター建設基金、庁舎建設基金で取り崩したのが2億4,240万円ありましたので、それらを勘案すると実質的単年度収支は3億3,572万6,000円ということになります。ここ数年来で一番の増となっておりますが、こちらの数字も午前中にお話しした4指標のとおり交付税次第で簡単に変動します。ですので、財政基盤が弱い古平町としては、その年の一般財源で支出を賄うべく、今後とも注視しながら財政運営をしていく必要があるというところでございます。

続いて、111ページ、一般財源の推移御覧ください。令和3年度です。一般財源25億9,131万9,000 円でございます。こちらも一般財源総額増えてございます。交付税が増えたため、一般財源総額増 えてございます。自主財源と呼ばれる町税の約9倍から10倍が交付税あるという状況でなってござ います。何度もご説明しているとおり、交付税次第の財政というところでございます。

続きまして、113ページ御覧ください。建設事業の推移でございます。下の棒グラフを見ていただくと分かるとおり、令和2年、令和3年の建設事業が大きく増えてございます。複合施設建設の影響で令和2年、令和3年増えてございます。複合施設建設が終了したため、今後は平年ベースでの事業量に見直して財政運営をする必要があるというふうに担当としては考えているところでございます。

続きまして、114ページ御覧ください。公債費の推移でございます。借金返しに毎年どれだけ使っているのかという表でございます。令和3年度の欄の一番下御覧ください。対前年よりも4,062万9,000円増となってございます。こちらにつきましては、平成29年に4億8,800万円の借入れをしました。平成29年、たくさん建設事業をやって借入れも大きかったため、その元金償還が開始されたことにより、公債費の償還が増えたところでございます。今後も複合施設絡みで増えるのは確実でございますので、建設事業と絡みますが、起債の発行額には注視していく必要があるところでございます。

続いて、115ページ、地方債残高及び地方債借入額の推移でございます。先ほど前段のほうで一般 会計の地方債現在高ご説明しましたが、簡水、下水を含めた古平町全部での地方債残高、令和3年 の合計欄御覧ください。66億3,456万6,000円ございます。

続きまして、118ページ御覧ください。基金の推移でございます。一番上の表が基金残高でございます。令和3年度末の基金残高24億6,775万8,000円ございます。令和3年度中に積み立てた額が4億7,355万8,000円でございます。中段の表の合計欄がその金額でございます。積み立てた内訳といたしましては、財政調整基金1億420万円、減債基金1億円、さらにはふるさと応援基金、ふるさと納税で1億9,230万8,000円、医療・福祉施設等事業運営基金で7,500万円の4億7,355万8,000円というところでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願

い申し上げます。

〇議長(堀 清君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分 再開 午後 2時08分

〇議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、一般会計の説明が終わりましたので、次に国民健康保険事業特別会計の説明をお願い します。

〇町民課長(五十嵐満美君) 令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

説明資料125ページをお開きください。令和3年度の国保会計歳入歳出決算につきましては、473万911円を残しての黒字決算となってございます。

それでは、歳入から説明いたします。そのまま128ページをお開きください。1款1項の国民健康保険税は、決算額7,226万7,751円で、ここに記載されておりませんが、収納率につきましては89.4%で、前年度より5ポイントアップとなっております。詳細については、説明資料の133ページに載せてございますので、後ほど御覧ください。

3款1項の他会計繰入金の決算額は4,789万3,645円で、前年度より130万円ほど減となっております。

続きまして、4款繰越金、2年度の繰越しがございましたので、決算額346万5,306円となっております。

続きまして、5款諸収入、主なものは広域連合からの健診受託収入と2年度分の後志広域連合分 賦金の精算還付金でございます。

続きまして、歳出のほうでございます。 1 款総務費、1 項総務管理費、決算額1億2,438万5,036 円で、職員の人件費、それから町民の健康診断委託料、広域連合への負担金が主なものでございます。

- 2項の徴税費、決算額4万9,954円、郵便料が主な支出となってございます。
- 2款基金積立金、3年度につきましても黒字決算で180万円を積み立てております。
- 3款1項の償還金及び還付加算金、決算額18万4,400円は、過年度に過誤納付されました保険税の 還付に係るものでございます。

以上で令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よ ろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

- **〇議長(堀 清君)** 国民健康保険事業特別会計の説明が終わりましたので、次に後期高齢者医療特別会計の説明をお願いします。
- **〇町民課長(五十嵐満美君)** 令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申 し上げます。

説明資料137ページをお開きください。令和3年度の後期高齢者会計歳入歳出決算ですが、歳入歳 出同額の6,577万2,514円で、差引額ゼロ円で決算を了しております。

歳入のほうから説明いたしますので、そのまま140ページをお開きください。1款1項後期高齢者 医療保険料の決算額3,611万6,200円ですが、収納率で見ますと前年度と比較して現年、過年度分合 わせまして0.35ポイントの微増となっております。

3款1項一般会計繰入金、決算額2,917万8,836円、主な内容は基盤安定負担金、職員給与費等に 係る繰入金でございます。

5 款諸収入のうち 3 項受託事業収入については、広域連合からの健診業務に係る収入でございます。

続きまして、歳出のほうに移ります。1款1項総務管理費、決算額726万717円、これにつきましては職員の人件費が主な支出となっております。

2項徴税費、決算額5万7,439円につきましては、主に郵便料となっております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、決算額5,944万5,658円で、前年度と比較しまして大きく増減はございません。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、過誤納付されました過年度保険料の還付金となっております。

以上で令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくご審議の 上、ご認定賜りますようお願いいたします。

〇議長(堀 清君) 後期高齢者医療特別会計の説明が終わりましたので、次に簡易水道事業特別会計の説明をお願いします。

〇建設水道課長(高野龍治君) 令和3年度簡易水道事業特別会計の決算についてご説明いたします。

説明資料147ページをお開きください。歳入決算額は1億1,472 π 1,784円で、歳出決算額は1億507 π 9,692円でした。歳入歳出差引きにつきましては964 π 2,092円となりまして、翌年度へ繰り越して決算を了しております。

それでは、歳入から説明します。150ページをお開きください。1款1項負担金10万円の収入でございました。

2款1項使用料7,445万2,828円の収入で、ここでは水道料金が収入されております。対前年増減では985万5,195円の減額でございました。この主な要因としましては、新型コロナウイルスに関連した料金の減免を行ったものが減収となってございます。

飛ばしまして、4款1項他会計繰入金3,432万4,658円の収入で、一般会計からの繰入れでございます。その内訳としましては、公債費の交付税算入相当額としまして1,380万6,000円、新型コロナウイルスに関連した料金減免に伴う減収補填としまして2,051万8,658円が繰入れされております。

飛ばしまして、6款2項受託事業収入580万2,509円の収入でございます。受託事業などの収入でございます。

引き続き歳出を説明します。次のページを御覧ください。1款1項総務管理費1,940万4,605円の

支出でございます。会計の運営に伴う職員人件費や消費税納付金などをここで支出しております。

2款1項施設管理費2,819万2,086円の支出で、浄水場や配水管の維持管理経費を支出しております。

- 2款2項施設整備費516万1,860円の支出で、ここでは量水器の更新工事などを支出しております。
- 3款1項公債費2,781万5,612円の支出でございました。
- 4款1項基金費1,940万円の支出で、簡易水道財政調整基金への積立金でございます。
- 4款2項給水工事受託事業費510万5,529円の支出で、消火栓の更新工事などを受託し、発注する 経費がここで支出されております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。 **〇議長(堀 清君)** それでは、簡易水道事業特別会計の説明が終わりましたので、次に公共下 水道事業特別会計の説明を願います。

〇建設水道課長(高野龍治君) 令和3年度公共下水道事業特別会計の決算について説明をいたします。

説明資料159ページをお開きください。歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,153万6,951円でございました。歳入歳出差引きにつきましては、ゼロでございます。

それでは、歳入から説明します。162ページをお開きください。2款1項使用料2,600万9,033円の収入でございます。ここでは、下水道使用料が収入されております。対前年増減では240万5,737円の減でございました。この主な要因としましては、新型コロナウイルスに関連した料金の減免による減収でございます。

飛ばしまして、3款1項国庫補助金214万5,000円の収入で、更新事業の実施設計の財源に充てられております。

飛ばしまして、5款 1 項一般会計繰入金 1 億5, 121万5, 743円の収入でございます。基準内繰入れで 1 億2, 419万5, 920円、基準外繰入れの赤字補填としましては 2, 051万4, 606円でございます。それと、コロナウイルスに関連した料金減免に伴う減収補填としまして650万5, 217円が繰入れされております。

飛ばしまして、8 款 1 項町債210万円の収入で、更新事業の実施設計の財源として発行された事業 債でございます。

引き続き歳出を説明します。次のページを御覧ください。 1 款 1 項総務管理費1,669万3,969円の支出で、会計の運営に伴う職員人件費や消費税納付金などを支出しております。

2款1項施設費4,351万5,484円の支出で、下水道施設の整備費や維持管理経費が支出されております。施設整備費の主な支出としまして、施設更新の実施設計費がここで支出されております。

3款1項公債費1億2,132万7,498円の支出でございました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。 〇議長(堀 清君) それでは、公共下水道事業特別会計の説明が終わりましたので、最後に介 護保険サービス事業特別会計の説明を願います。

〇保健福祉課長(和泉康子君) 令和3年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算について

ご説明申し上げます。

それでは、決算説明資料を使って始めさせていただきます。説明資料の176ページをお開きください。これは、介護保険サービス事業の款別内訳書でございまして、記載のとおり歳入歳出総額7,059万円に対しまして、決算額は歳入歳出それぞれ5,846万2,115円となっております。なお、執行率は82.8%です。

続きまして、1ページ戻りまして、174ページ、175ページをお開きください。下段に過去5年分の決算状況を記載してございますが、平成28年度からは単年度収支が赤字となっております。令和3年度におきましても単年度収支が1,099万6,034円の赤字額となり、前年度繰越金がございませんので、一般会計から財政支援、赤字補填分として同額繰り入れ、決算を了しております。令和3年度の事業内容としましては、居宅介護支援事業所を9月末に休止しまして、同年12月より介護医療院を新規に開設し、翌1月よりサービスを提供開始しております。赤字の大きな要因は、介護医療院の開設が大きな要因となってございます。

それでは、5つの介護サービス事業の決算状況の概略を説明いたしますので、次のページ、176ページにお戻りください。中段、下段のサービス事業収支内訳、古平町デイサービスセンターを御覧ください。こちらは、サービス収入等で2,645万8,541円に対しまして、歳出、社会福祉協議会への委託料が3,318万8,944円で、673万403円の赤字決算となりました。前年度比は195万6,384円の赤字増となっております。その大きな要因としましては、コロナ禍によりまして利用控えや複数回数の利用者が入院等によりまして利用回数が減ったことによるサービス収入が約61万円減となったことと歳出のほうで社協への委託料が灯油代の高騰などにより約135万4,000円の増となったことによるものです。

その下、2つ目の事業です。ショートステイ元気プラザですが、歳入412万3,408円に対し、歳出311万5,250円で、100万8,158円の黒字で決算しております。前年度比32万3,208円の黒字増となりました。要因としましては、新規利用者により利用日数が増えたことにより収入が増となったものです。

隣のページ、177ページに移りまして、3つ目の事業、古平町居宅介護支援事業所、こちらは要介護 1から5までのケアプランを作成する事業です。歳入121万6,300円に対し、歳出403万4,615円となり、281万8,315円の赤字で決算しております。前年度比247万3,550円の赤字減となっております。ここでは、1名分の人件費を計上しておりましたが、介護医療院の開設に伴いまして人材繰りのため事業所を9月末をもって事業を休止したものでございます。

その下、4つ目の事業でございます。包括支援センター、こちらは要支援1、2の方のケアプランを作成する事業です。収入339万4,880円に対し、歳出はなく、収入同額の339万4,880円の黒字で決算しております。前年度比33万4,407円の黒字となっております。大きな要因といたしましては、新規利用者として要介護から要支援に移行した方や新規に要支援に認定になった方のサービス利用開始によるものです。また、黒字の最も大きな要因は、担当者の人件費を一般会計で計上していることによるものでございます。こちらのほうは、高齢者支援係の高齢者施策の作業も一緒にしておりますので、一般会計で計上しているものです。

その下、5つ目の事業、介護医療院海のまちクリニックは、日常的に長期療養のため医療ケアが 必要な重介護者を受け入れ、ターミナルケアやみとりにも対応するサービスで、令和4年1月より サービスの提供を開始しております。また、空きベッドを利用しましてショートステイも行ってお ります。この事業につきましては、新規事業であるため、少し詳しく説明させていただきます。歳 入1,227万2,871円に対し、歳出1,812万3,306円で、585万435円の赤字決算となりました。歳入は、 1月からのサービス提供に対する介護報酬等でございます。それでは、歳入からサービス収入の1 つ目、(介護報酬)入所と書かれている場所です。これは、入所者に対する介護報酬約938万6,000 円、その下はショートステイ利用者分でございます。3段目は、入所者の自己負担としまして約252 万6,000円、その下はショートステイ利用者の自己負担分です。諸収入の雑入につきましては、職員 の給食費を徴収した分でございます。続きまして、右側の歳出です。人件費は、医師1名分、専門 職としまして介護支援専門員、看護師等、また介護職員でございます。その下、需用費は、治療等 に使用する医薬品及び投薬、おむつ等の衛生用品と光熱水費等が主な内容です。役務費は、医師賠 償保険料、電話通信費、クリーニング料、委託料は食事提供に関する業務委託経費でございます。 使用料は、主に寝具の借り上げや濃縮酸素の借り上げ料となっております。サービス会計では、お おむね1月からサービス提供を行った分の経費でありまして、それ以前の経費につきましては一般 会計の4款衛生費の介護医療院開設準備経費で実施しております

以上のことと2款の予備費については支出がありませんでしたので、歳入不足となったデイサービス、居宅支援事業所、介護医療院、3つの事業赤字の合計から黒字であるショートステイと包括支援センター、それと預金利息を差し引いた1,099万6,034円が単年度収支の赤字となりました。

各事業の実績、介護報酬等の詳細につきましては180ページ以降を後ほど御覧ください。

以上で令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長(堀 清君) 以上で認定第1号 令和3年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について の説明が終わりました。

本件につきましては、例年全員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。認定第1号 令和3年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和3年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時41分

〇議長(堀 **清君**) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 陳情第3号

○議長(堀 清君) 日程第15、陳情第3号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって説明を省略することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第3号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第16 陳情第7号

○議長(堀 清君) 日程第16、陳情第7号 「18歳・19歳のアダルトビデオ出演契約の未成年 者取消権と同等の法整備を求める意見書(案)」の採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第7号 「18歳・19歳のアダルトビデオ出演契約の未成年者取消権と同等の法整備を求める意見書(案)」の採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第17 陳情第10号

○議長(堀 清君) 日程第17、陳情第10号 2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

お諮りします。陳情第10号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第10号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号 2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書については採択することに 決定しました。

◎日程第18 陳情第11号

〇議長(堀 清君) 日程第18、陳情第11号 安倍晋三元首相の「国葬」について国会で徹底した審議を行うとともに、弔意の強要を行わないことを求める意見書(案)の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第11号は、会議規則91条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたい

と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

- **○4番(寶福勝哉君)** この件に関して確かにメディアもあおっている感じもありますし、反対の 機運が上がっているなというのは確かに感じられるのですが、これに賛成という国民も確かに多数 いると思いますので、今ここで古平議会で採択というふうに決めるのはちょっと乱暴なのかなと僕 は思っています。
- **〇議長(堀 清君)** 次に、賛成討論を許します。賛成討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第11号 安倍晋三元首相の「国葬」について国会で徹底した審議を行うとともに、 弔意の強要を行わないことを求める意見書(案)の採択を求める陳情書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(堀 清君) 起立少数です。

よって、陳情第11号は不採択とすることに決定しました。

◎日程第19 陳情第12号

〇議長(堀 清君) 日程第19、陳情第12号 世界平和統一家庭連合(旧統一協会)の霊感商法などによる被害者を救済するとともに、政治との癒着を究明することを求める意見書(案)の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第12号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号 世界平和統一家庭連合(旧統一協会)の霊感商法などによる被害者を救済するとともに、政治との癒着を究明することを求める意見書(案)の採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第20 意見案第2号

○議長(堀 清君) 日程第20、意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意 見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

O議長(堀 清君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

15日の本会議は、決算審査特別委員会終了を待って、時間を繰り下げて開催することにしたいと思います。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時55分

上記会議の経過は、書記 いことを証するためにここに署名する。

上記会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署名議員

第3回古平町議会定例会 第2号

令和4年9月15日(木曜日)

○議事日程

- 1 認定第 1号 令和3年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会委員長報告)
- 2 一般質問
- 3 意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 4 意見案第4号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書
- 5 意見案第5号 18歳・19歳のアダルトビデオ出演契約の未成年者取消権と同等の法 整備を求める意見書
- 6 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書 (総務文教常任委員会)
- 7 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書 (産業建設常任委員会)
- 8 委員会の閉会中の継続調査申出書 (広報編集常任委員会)
- 9 委員会の閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会)
- 10 委員会の閉会中の継続調査申出書 (庁舎等建設調査特別委員会)
- 11 委員会の閉会中の継続審査申出書 (古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会)

○出席議員(10名)

議長10)番	堀			清	君	1番	木	村	輔	宏	君
2	2番	逢	見	輝	続	君	3番	真	貝	政	昭	君
4	1番	寶	福	勝	哉	君	5番	梅	野	史	朗	君
6	3番	髙	野	俊	和	君	7番	岩	間	修	身	君
8	3番	Ш	П	明	生	君	9番	工	藤	溍	男	君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長 成 田 昭 彦 君

副 町 長 奥 均 君 山 三 教 育 長 浦 史 洋 君 長 総 務 課 細 Ш 正 善 君 企 課 長 人 画 見 完 至 君 五十嵐 町 民 課 長 満 美 君 保健福祉課長 和 泉 康 子 君 業 課 産 長 岩 真 戸 君 建設水道課長 高 野 龍 治 君 会 計 管 理 者 関 央 昌 君 П 教 育 次 本 間 克 君 長 昭 町立診療所事務長 細 Ш 武 彦 君 総務係主査 松 浦 亮 介 君 財 政 係 主 査 湯 浅 学 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 白 岩 豊 君 事 議 係 長 黒 Ш 寿 君 **〇議会事務局長(白岩 豊君)** それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

◎開議の宣告

O議長(堀 清君) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第1号

○議長(堀 清君) 日程第1、認定第1号 令和3年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、決算審査特別委員会委員長より委員会審査報告書が提出されております。

各会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきものと決定されております。

本件は、議員全員による決算審査特別委員会でありましたので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定しました。

それでは、これより討論に入ります。

各会計一括での討論とします。

まず、本案に反対の討論を許します。反対討論。

○3番(真貝政昭君) 令和3年度決算に対する反対討論を行います。

一般会計の中心拠点誘導複合施設備品購入費 2 億800万円余り、そのうち消費税が約2,000万円の支出 1 点に絞って議案に対する反対理由を述べます。この備品購入は、令和 2 年度に半年間の見積り期間を要して 3 月定例町議会直前に結論を得たにもかかわらず、議会に何の説明もなく議会閉会直後に町ホームページ上に一般競争入札として新年度初めの 4 月 1 日まで公告し、 2 日にはホームページ上から削除し、間もなく臨時議会で議決を求め、僅差で承認されました。入札参加者は 1 者のみで、議会には購入品目一覧表も提示されず、電光石火のごとくでした。疑問はさらに幾つかありまして、1 つ目は道庁の3,000万円を超える備品購入入札は公告締切りから入札に至る期間が40日間となっていて、前町長の任期が 5 月末なのに入札を急ぐ必要は全くなかったこと、さらに 1 億数千万円の金額のものを公告締切り後たった10日間で入札を行ったことです。 2 つ目は、担当課長が小樽市職員として採用が内定していたのを事前に承知していたはずなので、退職までの期間に議

会に備品の購入品目などを説明する義務があったにもかかわらず、なぜ説明させなかったのかです。 3つ目は、町内指名業者に落札のチャンスが残されていると議会で説明されていましたが、従来指 名競争入札で行っていたのをそのチャンスをほとんどなくさせる一般競争入札になぜしたのかで す。町のホームページ上から削除した公告内容を議会閉会後に入手し、それを見ると、入札参加資 格は過去5年間に備品購入で古平町と契約したもののみとあり、一般競争入札とは名ばかりで、偽 りでした。財源をふるさと納税基金に求めたのも公的なチェックを避けるためだったのでしょうか。 入札妨害行為で町財政に損害を与えた可能性が大きく、町民と議会に対する背信行為だったと言わ ざるを得ません。

以上です。

○議長(堀 清君) それでは次に、本案に賛成の討論を許します。 賛成討論ございませんか。○8番(山口明生君) 賛成の立場から討論させていただきます。

まず、決算に関して言えば、根本は予算をどこまで粛々と適正に執行しているかという点、まず 1点、その点については問題なく、前体制から引き継いでいる大きな事業、小さな事業、大小ありましたが、粛々と予算執行され、事業が着実に進んでいたと感じられるものでありまして、この点には問題ないと。また、コロナなどのイレギュラーな問題、あとはふるさと納税でちょっと苦しくなっている実情、それを打破するための新しい展開など様々な事務事業の中で一つ一つ大きいことも小さいことも進められていたのかなと。結果として単年度では黒字で決算できている。再三出てくる話ではありますが、地方交付税頼みの財政状況だということについては今後もう少し、多少地方交付税が揺らいでも何とかいけますよというぐらいの地盤、地力はつけてほしいという願いはございますが、ただこれは地方の小さな都市においてはどこも多分同じ事業であり、そこまで大きく改善できるものだとは思いません。ただ、努力は必要で、それを打開していくための方策は考えるべきであり、実行していくべきであろうとは思います。今後5年、10年古平の先を考えれば、今のままでは駄目だというのは多分どなたも承知の上のことであるとは思います。ただ、決算においては単年度、令和3年度というところでは反対に値することは何もないと。

ただ、1点、先ほど反対討論の中にもございました点、新庁舎を造るに当たって購入した備品の問題、先ほど説明のあった部分、細かくは私は言いませんが、私も若干それに関しては手放しでは 賛成できない部分がございます。今後の課題としてもう少し精査をして、どういう成り行きでこう であったのか、今後どうしなければいけないのかというのは行政としてちゃんと説明し、町民に納 得していただくという義務があると思います。そういった反省点も含めましても今回の決算につい ては認定できるものであると私は判断いたしました。

以上です。

○議長(堀 清君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(堀 清君) ないようですので、これにて討論を終わります。

これから認定第1号 令和3年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について採決します。この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

〇議長(堀 清君) 起立多数です。

よって、認定第1号 令和3年度古平町各会計歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第2 一般質問

○議長(堀 清君) 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、逢見、髙野、工藤、梅野、寶福、真貝議員の6名です。

順番に発言を許します。

最初に、逢見議員、どうぞ。

〇2番(逢見輝続君) このたび投票率の向上対策について質問いたします。

最近2回の参議院議員の選挙でございますけれども、投票率は今回のが悪いほうから余市、小樽、古平、3年前の、4年になりますか、前回が悪いほうから小樽、余市、古平で、2回とも悪いほうから3番目でございました。昔、20年ぐらい前ですか、その頃は常に岩内が一番悪くて2番が古平というのが定説でございました。昔から投票率は古平は悪いのが何とかして投票率を向上させるべきではないかと考えますけれども、例としてですけれども、島根県浜田市ではワゴン車を改造して移動期日前投票車を造り、巡回式期日前投票所をつくり、投票の向上に努めております。古平にこういうことができたとしたならば、例として9月16日午後2時より3時までの間の1時間、本陣の本間順司氏宅の前で投票を実施しますというようなことでやるとか、町内会なんかとも協力してやりますと、絶対に投票率は上がるのではないかと考えられます。どうか投票率を上げようではございませんか。町長のお考えをお願いいたします。

〇町長(成田昭彦君) 逢見議員の投票率の向上対策についてご答弁申し上げます。

確かに選挙権は自分たちの代表者を選ぶ大変な重要な権利であります。選挙管理委員会と今後連携を図りながら、投票率の向上には努めてまいりたいと考えておりますけれども、今議員おっしゃる巡回式期日前投票所は現時点では大変難しいと考えております。担当者についても実施についてシミュレーションを行ったところでございますけれども、まず1つ目の問題として人員の確保の問題、巡回型でありましても投票管理者1名、それから投票立会人2名、それに事務従事者1名の最低4名必要でございます。実際に期日前投票を今年からこの複合施設で実施しているわけでございますけれども、毎日朝8時半から午後8時まで開設しておりますけれども、ここでも最低4名の人員確保しなければならないのですけれども、それに上乗せしてまたさらに4名というのは大変厳しい状況でございます。今でもこの期日前やっていただける方がなかなかいないという現状でございます。

それから、2つ目の問題点は選挙システムでございます。選挙に関する事務のほとんどを今システムで処理しておりますけれども、巡回式であっても、またその分に関わる新たなシステムを構築

する必要が発生してまいります。こういったことの費用対効果を含めまして総合的に勘案しますと、 現時点では難しいという判断に至っております。

繰り返しになりますけれども、議員おっしゃるとおり投票率の向上は大変重要な課題であります。 選挙権は、国民に認められた大切な参政権の一つでもございますので、そういった重要性をこれからも選挙管理委員会と連携しながら啓発していきたいと考えております。また、防災無線を活用しながら投票をしつこいくらい呼びかけたいと思っております。

〇2番(逢見輝続君) 町長、投票率を上げるのだと意識があれば何とかできることだと思いますので、浜田市の場合はスマホに入るやつ、そういうのにも出ていますので、ぜひあれしてほしいと思います。

次に、選挙について一般質問に対する答弁者についてということで質問したいと思いますけれども、私1期目のとき、当時畑澤町長でしたが、やはり投票率が岩内の次に悪く、常に悪くて2番目でしたので、何とか投票率を上げることできないかということで一般質問しましたら、町長はそういうのは答弁する立場にないと。一般質問にはあまりなじまない質問だというようなことを言われましたので、そんなこと行政の一つなのだから、総務課長が事務局長を兼任しているので、総務課長に答弁してほしいということでやりましたけれども、昔から投票率が悪いので、何とか上げたいというようなことですけれども、私何回か市なんかに研修に行ったことがありますれども、そのとき議場を見ますと、市なんかになりますと選挙管理委員長という名札がありまして、選挙管理委員長も出席しているようでございます。今まで4年間に直せば平均で1回あるか2回ぐらいの質問だと思いますので、質問があったときに選挙管理委員長に出席いただいて答弁していただくというのが筋ではないかなと、私はそう思いますけれども、町長の考えをよろしくお願いします。

〇町長(成田昭彦君) 2点目の選挙についての一般質問に対する答弁者についてご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、選挙管理委員会、あと選挙管理委員会に限らず農業委員会についても首長から独立した機関でございます。ただ、一般質問の内容によってケース・バイ・ケースで判断してまいりたいというふうに考えてございます。今現在も議会の開会のたびに選挙管理委員会の事務局長、あるいは農業委員会の会長のほうから例えば選挙管理委員会の事務局長、総務課長ですけれども、それから農業委員会でありますと産業課長なのですけれども、委員長あるいは会長から説明委任を受けてこちらに出ているという状況でございますので、そういったもので、多くのそういった議会に出席についてはケース・バイ・ケースで、用が足りるというものであれば事務局長で、そういった対応をしてまいりたいと考えております。

- **〇2番(逢見輝続君)** 私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 〇議長(堀 清君) 次に、髙野議員、どうぞ。
- **〇6番(高野俊和君)** 昨日の特別委員会の中でも少し熊のことに触れて、担当課長のほうから少し説明というか、触れられておりましたけれども、最初に読み上げます。

9月に入りまして山が色づき、これからキノコ取りのシーズンに入ります。町民の方が山に入る機会が増えるだろうと考えられます。また、冬眠を前に野生動物、特に熊が活発に行動する時期と

考えられます。テレビ報道などでも多くの町村が熊による作物被害、また人的被害も報道されております。古平町や近隣町村においても熊の目撃情報や足跡、ふんなどが確認されているようであります。当町では一昨年、熊によるものと考えられる人的な被害も発生しております。今までも熊に対する注意、呼びかけは行っておりますけれども、今年の状況を踏まえ、猟友会の人にも入ってもらうなどして協議をして、ワンランク上ということになると思いますけれども、注意喚起をする必要があるだろうというふうに考えますけれども、町長の考えをお聞かせ願います。

〇町長(成田昭彦君) 髙野議員の熊対策についてお答えいたします。

熊対策についてでございますけれども、まずもって町と猟友会、その他関係機関で構成しており ます古平町鳥獣被害防止対策協議会がございます。その中で、北海道ヒグマ管理計画ですとか第4 次古平町鳥獣被害防止計画に基づいて行動している状況でございます。熊の出没に対する対応につ きましては、その時々の状況によって違いますので、基本的には熊の出没情報があれば猟友会と現 場を確認するとともに対応を協議して、状況に応じた対応を実施しております。具体的には注意看 板を設置し、立ち入らないようにするとともに、必要があれば猟友会によるパトロール、箱わなの 設置、それからセンサーカメラによる監視を行ってございます。周辺住民への注意喚起、防災無線 などで町民へ随時情報をお知らせしている、また山菜取りや釣り人に対しても猟友会のパトロール 中に注意喚起をするというのが今の行っている対策でございます。鳥獣の駆除につきましては、農 作物の被害防止が目的でございますけれども、議員おっしゃるように一昨年、熊によると思われる 人身事故がありましたので、それ以来熊の人的被害の危険性を改めて認識して、猟友会によるパト ロールの強化や箱わな、それからセンサーのカメラですとか、そういった注意啓発の看板を追加し て周辺住民への注意喚起を行っているところでございます。議員おっしゃるワンランク上と、今の 現状でこうでございますけれども、これからもほかの町村で実施しているような有効な手段等があ ればそういったものを取り入れていきたいなと思っておりますので、そういったことでご理解いた だければと思います。

○6番(高野俊和君) 今町長説明いただいたとおり、そのぐらいが普通なのだろうというのは重々分かっておりますけれども、私が言う今回1ランク上というのは、端的に言うと猟友会のメンバーに一回この時期に入ってもらって、多分猟友会の人たちは熊の出没しそうな場所とか通り道など若干予想がつくのではないかというふうに考えられますので、初めに一回入ってもらって、その辺を警戒するというか、熊というのは学習能力すごく高いといいますから、ここは危険だということが分かればあまりその辺に出没しないのでないかというふうに考えられますので、その辺を初めにこっちのほうから先手を打つと、熊の先手を打つという感じで警戒をして、危なそうなところには一回入ってもらうという、私の言う1ランク上というのは先手を打つという、先に猟友会などに入ってもらって、出没しそうなところとか、過去にそういう場所において警戒をしてもらうということを望んでおりますけれども、かなり予算的にも難しいことだろうと思いますけれども、もう一度町長の答弁をお願いいたしたいと思います。

〇町長(成田昭彦君) 私ども猟友会とそういう会話の場持つわけでございますけれども、そういった話を聞きますと、例えば今回一昨年見えなくなった人的、去年1頭箱わなに入ったわけでござ

いますけれども、それがその与えた熊かなと思ったら、それは違うということで、熊というのは何かそういうボス的存在の強い熊がいたらそこには寄りつかないそうなのです、縄張があって。それ以外の熊は、あちこちに散らばって生活するという習慣があるみたいなのです。ですから、昨年でもそういった熊情報があれば、猟友会がまずそちらに出向く、そういった活動をしてございますので、まずそういったことで熊対策を行っているということで、例えば今回人的あったところを事前に入るというのも可能でございますので、その辺はまた猟友会と詰めていけたらなと思います。

○6番(高野俊和君) やれることは限界はあるだろうと思いますけれども、昨日のテレビなどでも町の中に結構出てきておりますので、とにかく9月というのは一番熊が動き回る時期というふうにはっきり言っていますので、対策で看板などを置くのもあれなのでしょうけれども、とにかく出そうな場所を塞ぐというか、こっちから先手を打つというような方法で何とか熊の被害のないようにしていただければというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(堀 清君) 次に、工藤議員、どうぞ。
- **〇9番(工藤澄男君)** 町長、ちょっと耳の調子悪いものですから、多少おかしいところあると思いますけれども、勘弁してください。

まず最初に、火葬場に花畑をということで、新築前に近くに花畑があり、春から秋まできれいに 咲いておりました。葬儀や墓参りに来た人たちにも大変評判がよかったようです。それで、私から の提案なのですけれども、玄関の両側に花畑を造ったらよいと思いますけれども、町長の考えをお 聞かせください。

〇町長(成田昭彦君) 工藤議員の火葬場の花畑についてご答弁申し上げます。

今の新しい火葬場を建設する際に、基本設計の段階から外構につきましては大型のバスが旋回できるような、そういった形で、除雪等のことも考えまして広くアスファルトを敷くということで決定しておりました。以前の火葬場のように、確かに議員おっしゃるとおり花壇や花畑あれば火葬場の雰囲気も見栄えはいいと思いますけれども、議員のおっしゃる玄関の両側というのは花畑造るような、そういった構造になってございません。アスファルトを敷いていますので、そういった形になってございません。仮に奥側というか、草生えている、あそこに花を植えることも考えた場合に、あそこあんまり日当たりもよくないです。そういった水はけも悪い状態にありますので、現在の施設については建物裏側の木の緑で周辺との景観を調和するシンプルな外観で建設しておりますので、景観上あえて今あそこに花壇を造るということは考えておりません。ただ、煙突ついたごみ焼却炉だとか地蔵さんありますよね、火葬場のこっちから行って右側のほう。あそこも清掃、草刈り等はまめにして、きれいな環境整備を図ってまいりたいと思いますので、あの部分の草刈り、そういった環境整備にはまめに努めてまいりたいと思いますので、そういったことでご承知願いたいと思います。

〇9番(工藤澄男君) 分かりました。

あの周りを舗装ということだと思いますけれども、実際に建物から玄関の入り口まで私測ってみましたら2メーターほどあります。それで、別にそれを全部花畑にせいということではなくて、人

生最後に入る入り口であるからこそ、そこに例えば1メーターぐらいでいいですから、ちょっと花を咲かせておけば、人生の最後は花の咲いているところを通って終われると。私ちょっと感傷的になっているかもしれませんけれども、そういうことも考えたので、あえてその場所を。そして、あそこちょっと指で掘ってみたら砂利だけだったので、あれだったらお金そんなにかかりません。本当に、何個か持ってきて植えて、そこに土入れたら簡単に花、今どこの家でも自分で花の種取って、私もやっていますけれども、すぐ花咲くような状態になっているのです。そんなに何十万もかかるとか、そういうような仕事ではないと思いますので、なるべく建物に入るときの遺族の気持ちなども考えて、花をまず咲かせるようにしてほしいと。まず、これをお願いしておきます。これはこれでよろしいです。

次に、災害時の避難方法ということなのですけれども、最近全国的に風や雨の被害が多数多発しております。町内で災害が発生した場合、高齢者や体調の悪い人、それから避難場所が遠い人などの避難方法を町はどのように考えているのかお聞かせください。

〇町長(成田昭彦君) 工藤議員の2点目の災害時の避難方法についてでございますけれども、災害も種別によって対応異なりますので、ここでは大雨を想定して答弁いたしたいと思います。

洪水です。大雨。いろいろ災害もありますので、さっき工藤議員もおっしゃった雨ですけれども、特に高齢者や体調の悪い人、それから避難場所が遠い人につきましては、非常時に移動が困難だということが予想されます。町では、特に古平川周辺、浜一、それから沢江に住んでおられる避難行動の要支援者の方、町で把握しているのは今14名ほどおりますけれども、そちらのほうには避難指示を出す段階よりも前に、本部で避難指示出す前に直接電話等で声かけ実施しております。今年6月29日の大雨のときにつきましてもそういった実施を行っております。職員が直接そちらのほうに電話して、確認しながら避難させる、避難を望むのであれば避難させるという、そういう行動を取ってございます。これまでの高齢者等の避難対応につきましても、本人の申出があれば職員で対応できる部分につきましては実際に避難所への移動を実施したこともございますけれども、あくまでも災害時につきましては町で行うのも限界がございます。どういった形になるか、それにもよりますけれども、限界ありますので、平常時から自分の身は自分で守るという自助努力、それからお互いに隣近所で助け合うという共助、そういった重要性をこれからも訴え続けてまいりたいと思います。

避難所への避難方法でございますけれども、それにつきましては安全な地域への避難が原則必要ですけれども、大雨による対応であればうちの防災ハンドブック、各家庭に配ってございますけれども、洪水に伴う浸水の深さよりも自分の家の2階が高い場合は2階に移動することで安全確保を図ることなど、平常時から自宅にどのような危険があるのか、そういったことを確認いただいて、そういったことも自助の一つになりますので、今後ともこれらの重要性を理解いただけるよう周知を図ってまいりたいというふうに考えております。ハンドブックの中に避難行動の判定フローというの出ているのですけれども、なかなかこういったもの読んでもらえていないのかなと思いますので、そういったものを町内会等を通じても指導をしてまいりたいと思っておりますので、そういったことでご理解いただければなと思います。

○9番(工藤澄男君) 今水害を主にということだと思うのですけれども、実際に最近すぐ向かいの中川町、びっしり昨日、今日も地震が起きておりますし、全道くまなく地震起きております。万が一中川町辺りでもし大きな地震があって津波でもあった場合は、やはりここには被害もろだろうと。そして、雨だけでなく風もそうですし、それから冬なのです。雪の時期。最近雪によって水害というのはしばらくありませんでした。町長知っているかどうか分かりませんけれども、50年前、泥ノ木川から水が発生しまして、そして中央通りを流れてきて、うちの前の昔ありました住宅だとか、私のうちもそうですけれども、全部床上浸水ということあって、そのときに同じ時刻に町長のすぐ裏の丸山川、まだ今みたいに砂防ダム造っていませんでしたけれども、あそこでも同じように雪の影響でもって水があふれて、あの辺の人方が皆水害に遭ったと。ちょうど同じ時刻でした。そういうこともこれからはだんだん、砂防ダムだとかそういうのきちっと直しているので、雪の水害は大丈夫だろうとは思うのだけれども、実際にそういうことがありました。

それから、避難場所なのですけれども、古平の場合はほとんど高台が多いです。そして、1か所 うちの町内に元気プラザと書いてあります。私何年か前にも1回質問したことあったのですけれど も、元気プラザの前に側溝を掘ってくれと。そしたら、関口の沢で何かあった場合オーバーフロー して流れてきても、その側溝で食い止めることできるのではないかとかということも言ったのです けれども、当時の建設水道課の方々は高さの取り方が分かりませんということで、それでもう私も 諦めたのですけれども、実際にあそこの川も沢口さんの上流で1度土砂崩れ起きているのです。実 際にそれも残っているのです、今でも。ただ、そこは全部塞がらなかったので、水害はならなかっ たのですけれども、そういうこともありますので、いろんな面から避難するのにも、ただ高台とい うだけでは非常に困難なところがあるのかなと思って、そしてあと例えば車で誰か近所の人と一緒 に逃げてもいいのですけれども、家族がいる人であれば家族だけで逃げてしまうだろうし、だから 例えば夫婦2人きりで逃げるよとかというような人に頼んでおくとか、そんなに数多くいるわけで はありません。先日私町内会の民生委員の方とちょっとお話ししましたら、指で数えて何人いると。 実際にこういう体の悪い人とか一人暮らしとか、そういう人がこのぐらいいるということで、そし たらこういうふうにしたらいいねというような話合いをしました。だから、これから災害で避難す る計画を立てるときは、やはり町内会の中でもそういうのをある程度みんな煮詰めてもらって、そ して何かあったときにそこの町内、そこの町内で簡単に動ける状態の体制をつくったらと思うので すけれども、どうでしょうか。

〇町長(成田昭彦君) 工藤議員おっしゃるとおりだと思います。先ほど申し上げましたように、町内会、隣近所のそういった共助大切ですので、その辺は本当に訴えてまいりたいと思っております。

どういった災害が起きるのか、そういったものでケース・バイ・ケースで考えなければならない場合もございます。私もいつももし大地震が来て、例えば津波発生したら私自身対策本部に入れないような、家から来れないような、そういう場合どうしたらいいのかなとか、ふだん常日頃からそういったことを考えていますので、ケース・バイ・ケースで動けるような、そういった行政体制をつくって、それとやっぱり町内会の連絡網、そういったもので連携しながら災害対策考えていきた

いと思っておりますので、そういったことでご理解願いたいと思います。

- 〇議長(堀 清君) 次に、梅野議員、どうぞ。
- ○5番(梅野史朗君) まず最初に、国道の清掃について質問いたします。

令和3年3月、台風時期の国道清掃強化要望の件は引き継がれるのかと質問したところ、前任者の答弁は、事務方できちんと整理され、引き継がれるものと認識されておりますということでした。 この件については町長には引き継がれておるでしょうか。まず、それを伺います。

○町長(成田昭彦君) 梅野議員の1点目の国道清掃についてご答弁申し上げます。

令和2年の11月19日に発生した大雨に関して、港町の国道の排水溝の水回りで冠水したという件でございますけれども、昨年3月、第1回の定例会での答弁してございますけれども、道路管理者の北海道開発局へは定期的な排水溝の清掃と異常気象の場合における適切な対応を要望してございます。前町長から引き継がれているかということでございますけれども、前町長からの直接の引継ぎはございません。ただ、昨年の第1回定例会で前町長が事務方で整理されて引継ぎはされておりますという答弁してございますけれども、私も事務方のほうからそういった報告により現状は認識してございます。

○5番(梅野史朗君) 要望を引き継いでいただきありがとうございます。引き継がれているというのを聞いて安心しております。実際当時現場に私もいましたが、本当にちょっと気をつければなかった被害であったというふうに思っていますので、今後また台風近づいております。14号も近づいてきておりますので、何とか町民に被害出ないように対策をお願いしたいというふうにお願いいたします。

次に行きます。地域担当職員制度について質問いたします。この地域担当職員制度、始まってからもうかなりたちます。何人かの町内会長にどうでしょうというふうに伺ったところ、そろって答えていただいたのが総会、地域懇談会、見守り訪問、この3つは来ていただいていますということです。役員に入っていただいていますかということについては、それぞれ別々でございました。町内会員も高齢化してきております。会計や事務局のお手伝いを希望する声が多く、役員をしている町内会においても、もしお手伝いをしていただけなくなると手が足りなくなると心配しております。また、行事にも参加してほしい、打ち解けて話をしたいという声が非常に多いです。これは切実なというふうに私は感じました。地域担当職員の町内会への関わりをもう少し積極的にしてはどうでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

〇町長(成田昭彦君) 2点目の地域担当職員制度についてご答弁申し上げます。

地域担当職員が各町内会の会計や事務局のお手伝いをするということに関しましては、この制度 開始当初から総会の議案の作成、あるいは資料作成のお手伝いすることは可能としておりますけれ ども、居住地以外の人間が地域担当職員になっている場合もございますけれども、そういった場合 はそこの役員になるということは認めてございません。本来地域担当職員の職務としては、町内会 の総会、役員会への出席、今実施しております年1回の避難行動の要支援者の訪問、調査、それか ら町内会長と実際にお会いして町内会の課題等話し合う、回覧物等を町内会へ配付することという ふうになってございます。地域担当職員が町内会への関わりをもう少し積極的にしたらどうか。私 も本当にそう思います。今はコロナ禍でなかなか町民と接触することを自粛しなければならないようなご時世でございますけれども、コロナが終息いたしましたならば以前のように地域担当職員が活動できるものと思っておりますので、その間は積極的な関わりを持つ取組が難しいというのが今の実情であります。地域担当職員としてもそうですけれども、役場職員としてもそういった町民に名前を覚えてもらうということは大変必要なことでございますので、これからもそういった努力をしてまいりたいと思います。今日説明員で集まっている課長さん方全員地域担当職員のリーダーになってございますので、そういった中で自分の町内会のところをまとめて、そういった積極的に参加するような形は私からも説明員というか、地域担当職員のリーダーのほうにはお願いしてまいりたいと思います。

○5番(梅野史朗君) ありがとうございます。

ただいまリーダーにお話をしていただくということを聞きまして、少し気持ちが楽になったというところでございます。確かに言うとおりコロナ禍でありますし、いろんなイベントもありません。今世間の中では終息に向かっているという発言をされているというのがニュースになっていたりはしておりますが、終息に向かいましたら改めてイベントに、今まで出たことなかったなというのにも積極的に出ていただいて、お話をとにかく簡単にできるような間柄になってもらえれば、そしたら今までなかったお話もいろいろとできるかなと。そしたら、役場と町内会がさらに近くなるかなというふうな期待もありますので、その辺お願いしながら質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

〇議長(堀 清君) 次に、寶福議員、どうぞ。

○4番(寶福勝哉君) 質問に入る前に町民からの町に対しての感謝の言葉がありましたので、ご報告いたします。

7月にみどり公園、あけぼの公園に新しい遊具の更新がありました。物価高騰の中、小規模とはいえ設置後子供たちが遊具で遊ぶ姿が見られています。ちょっと前なのですけれども、更新前の遊具でけがをしたお子さんがいるご家庭がありまして、その親御さんから安全な遊具に更新になって非常にありがたいという言葉いただいています。またあと、みどり公園の複合遊具といいますか、遊具についても幼児センターに上がる前の小さなお子さんでも遊べるようなコンパクトで使いやすいという声も上がっています。一応僕も子育て世代ですので、この更新についてはずっと町に対して頼んでいました。今回この更新については、子育て世代の声を代弁して感謝の意を伝えたいなと思っています。このたび町長、担当課長、遊具の更新本当にありがとうございました。

続きまして、質問に移ります。1件目なのですけれども、ふるさと納税について質問していきます。3年度の決算説明資料でふるさと納税事業の内訳が示されました。件数、金額、平均寄附金額全て前年割れという厳しい結果で終わりました。今回の町長からの行政報告からも本年度の状況も非常に厳しいという報告がなされました。ただ、本年度返礼品の中に平田牧場さんの三元豚や金華豚、あと漁師さん直送のアマエビなど、また新たな古平の魅力を伝えられる返礼品が増えております。ただ、その魅力ある返礼品が増えたことの周知活動が全くなされていないなというのがありまして、僕もたまたまポータルサイトを見たら増えていたのだなという感じで、まずこういった増え

たことを誰も知らない状況というのがまずいのではないかと思っています。例えばここに書いているようにサイトを開いて、そのサイトのトップに新情報が多分お金をかければ載せられるというのを聞いたことがありまして、多少のコストがかかってもそういったPRに関してはある程度の予算をつけてもいいのかなと思っています。本年度以降のふるさと納税事業のビジョンを聞きたいなと思っています。よろしくお願いします。

○町長(成田昭彦君) 寶福議員の1点目のふるさと納税についてご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、令和3年度のふるさと納税の決算につきましては、寄附件数が4万5,696件、金額にいたしまして4億5,059万円という状況でございますけれども、ずっと4億を超えていたという状況が続いてございます。ただ、今年に関して言いますと、行政報告でも申し上げたとおり、昨年実績の5割、6割程度しかいっていないというのが現状でございます。議員おっしゃるとおり、アマエビですとか肉製品も取り入れましたけれども、本当に全国的に魅力発信、返礼品の周知活動にとっては大変重要なことでございますけれども、そういったうまくPRできていなかったのかなという、改善する余地があるなというのは十分私も認識してございます。4年度になってから新たにPRで取り組んだ、たしか前岩間議員からもお礼状を出すのに何か工夫したらいいのでないかとかという意見をいただいて、私からのお礼のメッセージ、いただいたときにメッセージを一緒に同封させていただいたり、それから以前寄附していただいて今年はまだないなというところには暑中見舞いですとか、そういったものを出しながら再度お願いを呼びかける、そういった取組をしてございます。寄附者に対しましても小まめにメール等を送ってございます。ただ、やはりホームページ開いたときにそれが見えてこないというのが現状でございますので、そういったものについてはこれから古平町の魅力が伝わるようなページ構成、それから画像の見直し、それから効率のよいPR広告等を配信してまいりたいと考えております。

○4番(寶福勝哉君) PR活動に力を入れるという点で、まずお金をかけてPRする方法というのはしっかり考えていっていただきたいというのと、古平の町民がどういう返礼品を扱っているかを知った上で、町民から外部に古平はこういうものを扱っているよという口コミといいますか、そういった町民に対しての周知活動は必要なのかなと考えます。広報ふるびらで新しい返礼品ができましたよだとか、そういったアピールというのはできると思っていまして、まず町民から発信、発信の方法なんか今ここにいらっしゃる方がどれだけ携帯のSNSできるかといった意味ではなかなか議員の皆さんも厳しいと思うのです、携帯を使ってアピールするというのは。確かにそういう状況もあると思うのですけれども、若い方々とかSNSに興味ある方というのは町内にもいらっしゃいますので、まずは町内、町民に対してのアピールがこれは絶対必要だなというのは考えています。あと、先ほどもお伝えしましたが、SNSでどんどん、どんどんアピールしていくのは手っ取り早いですし、お金もかかりませんし、今日からどんどん、どんどんやっていってもらったほうがいいのかなと思います。PRだとかSNSの活用が今古平の町職員が苦手な人ばかりいるのであれば、

例えば地域おこし協力隊でそういったものに特化した人材を用意して、ふるさと納税に関して特化 した部門をつくるだとか、そのぐらいある程度の予算をつけてPR活動をもっともっと重きに考え ていかないといけないのかなと思っています。今回の昨日までの予特の中でもよかれ悪かれふるさ と納税に対して声を上げる議員がやっと出てきたなというふうに思っていますので、ふるさと納税 に関しては今後注目を浴びていく部門なのかなと思っていますので、今後古平の未来を支える一つ の大きな手だと思いますので、その辺の強化お願いしたいですが、どうお考えですか。

〇町長(成田昭彦君) 確かにおっしゃるとおりでございます。やはりSNSを、サイトを使って PR活動は非常に重要なことだと思っておりますので、それはぜひ前向きに進めてまいりたいと思 います。ただ、現状総務省のほうから50%枠内というのあるものですから、その辺を考慮しながら、 それに違反しないような形で進めてまいりたいと思います。

それから、今の人員体制に、先ほど議員おっしゃるように地域おこし協力隊の関係もその部分で考えていかなければならないかなと私は思っております。例えば赤井川でアスパラの返礼品が今すごく好評なのですけれども、ここもこの1月からふるさと納税用の地域おこし協力隊入れております。やっぱり議員おっしゃるように返礼品の生産者や寄附金の使い道をSNSで紹介しているとか、そういった活動をしてございます。年2回ほどふるさと納税の寄附者を招いて意見交換をしたり、アスパラを実際に刈ったり、そういったこともしておりますので、こういったことを考えながら前向きに進めていきたいと思います。今のふるさと納税に特化するわけでないのですけれども、今地域おこし協力隊の関係で進めていますので、多分その関連の予算を12月補正で出すような方向で今担当のほうで進めておりますので、そういったことで宣伝等についてはぜひ前向きに進めていきたいと思っておりますので、そういったことでご理解いただければと思います。

○4番(寶福勝哉君) 今後そういった動き、特に地域おこし協力隊を絡めてのこの動きに期待は すごくしたいなと思います。

あと、今回三元豚、金華豚について、この辺の豚って非常に高額なもので、僕も食べたことないなという感じの食材で、ただ札幌の例えばマルヤマクラスの食品売場だったり、札幌のラッキーだったり、割と高額単価の商品を扱うスーパーなどではしっかりコーナー展開されている食材だったりしますので、今古平の返礼品の金額1万円から2万円未満に対しての返礼品が人気ということなのですけれども、そういう高額な返礼品のPRをすることによって富裕層からの寄附金というのもしっかり視野に入れていくべきなのかなと思っています。僕も今回金華豚、三元豚扱ったというのをSNSに何となく上げてみたら、その日に金華豚扱っているのですね、早速寄附しましたという方がいたのです。ふるさと納税を趣味にしているというか、何か新しいものを探している層というのは確実にいるのだなと思いますので、人気の1万円から2万円未満というところは重要視しながらも、高額の寄附金という部分の客層といいますか、寄附者の開拓というのも力を入れていくべきではないかと思いまして、それをお伝えして質問のほうこの件に関しては終わります。

引き続き、2点目なのですけれども、道の駅についてなのですけれども、明日全員協議会である 程度示されると思いますので、さらっとお聞きしたいと思います。進捗状況の周知に対して町長ど ういう形でお考えなのかというのを聞きたいです。

〇町長(成田昭彦君) 寶福議員の2点目の古平町道の駅についてご答弁申し上げます。

まず、道の駅の進捗状況でございますけれども、今日またこれから、午後からになるのかな、ご 説明申し上げますけれども、町民に対しましては検討委員会の内容を町広報で、10月号で今の管理 運営の検討に対する経過報告ですとか施設内部の図面等をお知らせしたいと思っております。この後来年、年明けて4回目の中では管理や運営事業の指定管理に関する仕様書もできてまいると思いますので、そういった協議、それから施設立面図やパース図の図面をお示ししたいと。町民が一番興味持っているのは、飲食や物販に関して具体的にどういったものが置かれるのかというのが一番興味持っているところだと思いますので、その辺の具体的な方向が決まった時点でそういった節目の時期に実施の必要性、そういったものを検討した中でそういったものを周知してまいりたいというふうに考えております。

〇議長(堀 清君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分 再開 午前11時06分

- O議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 最後になりますけれども、真貝議員。
- O3番(真貝政昭君) それでは、質問させていただきます。

4件ありますけれども、1件目の墓地についてお伺いします。前任者に当たりましても、その前々任者に当たりましても一般質問等で合同墓地の実施の考えはあるかということをお伺いしてきました。改めて成田町長にお考えを伺いたいと。

それから、墓参道の改修計画と。失礼ながら道路名を記入しませんでしたけれども、旧文化会館から墓地に至る正隆寺、禅源寺脇の道路、町民の間では墓参道というふうに通常言われているので、道路名を記入せず、そういう書き方をしました。前々任者のときに改修計画ありまして、正隆寺さんのほうの了解を得て図面を描いた経緯があります。残念ながら財源のめどが立たないということで前任者の方はオミットしたということで、前任者のその後については質問もせず、要望もしてきませんでしたので、改めて現在のご住職さんが健在のうちに改修計画に乗り出してはどうかということです。お伺いします。

〇町長(成田昭彦君) 真貝議員の墓地についてご答弁申し上げます。

本間町長時代に合同墓を前向きに考えたいというように答弁したのを私も記憶にございますけれども、当時とは時代変わってきておりまして、町内のお寺の中では宝海寺さん、正隆寺さん、そして願雄寺も合同墓を建立してございます。禅源寺さんについても、もともと納骨堂があるという、それぞれ永代供養してくれているようでございます。これまで墓を解体して合同墓に改葬される件数も増えてきているという現実は私も感じております。墓通っても名前が行ったら刻まれているのがだんだん増えていっているという現状にありますけれども、そういった中でまず町が建立する合同墓につきましては無宗派ですとか、もともと墓がないとか、安価で骨を納めたいという要望が多い反面、納骨後のトラブルも多々あるというのも聞いてございます。実際に私も民生課長時代に3件くらいそういった問題に出くわしております。結構この建立に当たってはそういった納骨後のトラブルというのもあって、建立に当たってはそこ、そこのお寺さんとのもめごと等にもなる例も実

際にありますので、そういった要望が多いということは理解しておりますけれども、維持管理が永年にわたって続くこともありますので、町としては合同墓として建立することが適切なのかどうか今後慎重に考えていきたいというふうに思っております。

○議長(堀 清君) 道路のほうも。

○町長(成田昭彦君) それから、墓参道でございますけれども、これは今正隆寺の町道としてということでございますので、その点につきましては平成29年度に確かに予算計上した経緯はございます。29年度に用地の確定と路線の測量、実施設計等を予定してございましたけれども、予算計上しましたけれども、その際過疎債が充当額で予算計上したのですけれども、実施年度で充当ができないという状況でございました。道路起債自体が道路延長が200メーターなければ起債対象にならないということでございますので、今の時点ではそういったものを考えるとちょっと難しいのかなというふうに考えてございます。今ほほえみくらすへ行く道路で裏のほうもできていますので、あえてあそこをやっても一番前の墓しかできないのです。あそこでやると120メーターくらいしかないのです。ですから、その上の墓を改修しなければならないという状況にございますので、それでちょっと今の時点では難しいのかと。あれ全部移設かけるといったら大仕事になりますので、こっちから行って左側で切れて、右側の階段ついて墓に上がっていくところありますけれども、あれを改修することになったらかなりの墓の移設等も出てきますので、なかなか難しいのかなという感じでおります。

○3番(真貝政昭君) 後志管内では小樽市と、それから倶知安町が合同墓を実施しています。小樽市の場合は、前任者の方が副市長時代に実施したそうです。1体5,000円で大変な人気だそうです。 倶知安の場合は1体1万円でやられています。それこそお墓も入居というふうに考えますと、入居条件も提示されてやられていますけれども、全国的に空き家対策で広がっていますけれども、墓守がいない家庭だとか、それから独り身で墓を持たない方の要望が強いものなのです。それで、墓守がいなくなった場合は墓の空き家が増えていくという状況で、さらにここでお墓を維持できない場合は墓の始末をして、古平町とは縁がなくなるという事態になります。だから、新たな入居者だとか、それからここから墓守がいなくなる場合の方のためにも必要ではないかというふうに思っています。

それで、伺いますけれども、今お寺さんのことを言いましたけれども、1体高いのです。経済的 弱者にとっては、とてもお寺さんの要望に応えられるようなお客さんではないわけです。非常に困 っていると。それで、最近岩内町でアンケート調査をしています。産業建設常任委員会でその結果 内容が報告されて、内容を見させてもらいましたけれども、この議場で私と町長だけの議論でどう のこうのとやるのではなくて、町民の意向をアンケート調査する必要があるのではないか、やって もいいのではないかというふうに思っています。その点どうなのか伺いたい。

それから、墓参道につきましても前任者の見解は過疎債でという計画でしたけれども、短くて駄目だということなのですけれども、複合庁舎の備品にふるさと納税のお金を2億円もつぎ込むようなことをやっているのですから、墓参道に1,000万ぐらいつぎ込んだってそんなに難しいことではないというふうに私は思うのです。我が身のあの世のことを次の世代の方たちにお参りしてもらう重

要な道路だというふうに思いますけれども、財源のことは私は心配していないのです。何か別な方法でやれるのでないかと。それから、ちょっと曲がりくねったような道路計画になるけれども、上のほうの現在の道路幅員を1メーターくらい広げるだけの道路にしてもいいわけですから、車が交差できないような現在の道路ではなくて、交差できるような、上のほうの道路に合わせるような形でも計画できるのではないかと思っているのですけれども、どうですか。

〇町長(成田昭彦君) まず、合同墓についてでございますけれども、これからこういったお寺さんとの話合い等も持ちながら、そういった形で長い目で進めていきたい、あるいは合同墓を建立しないまでもそういった弱者の部分の合同墓に入る減免とか、そういった形も考えられるのかなと思いますので、その辺は長い目で考えていきたいなと思います。

それから、墓参道でございますけれども、確かにあそこをつなげて両方通れるようになったら便利かなと思いますけれども、ただ、今の費用対効果を考えた場合に、本当にお盆近くなった頃はやっぱり混雑しますけれども、そんなにふだんどうなのかなという形で費用対効果考えますと、裏でもいいからほほえみくらすのほうの道路を使っていただけたらいいのかなという気もしますので、今の墓参道については財源等も考えながらどうするか決めていきたい。ただ、議員おっしゃる備品に2億にふるさと納税全部使ったわけではないのでしょうけれども、道路にふるさと納税使うのはいいのかどうなのかといったらそこもまた問題ありますので、その辺は担当のほうともどういう方法があるかいろいろな面から考えていきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○3番(真貝政昭君) お寺さんのことはよくおっしゃいますけれども、やっぱり利用者、町民の考えが優先するということと、それからお寺さんはそんなに困らないと思うのです。仮に遠くの親戚の方がここにお参りに、合同墓に来ても、檀家のお寺さんにお参りをお願いするわけですから、あまり困らないと思うのです。かえって墓を移転して関係なくなってしまうほうが困るのであって、それから町側としてもふるさとに身寄りの方が来てもらうと、お盆に。そこのことが大事だと思います。アンケート調査をぜひやって、町民と意見交換してほしいなと思います。

それから、墓参道は、ほほえみくらすのほうもありますけれども、浜町の新地方面の方はやっぱりあそこまでは行きません。バスで来られて旧文化会館の脇を通ってお寺をお参りして、そしてその後に墓参りだとか、一連の流れがありますので、ぜひとも改修に力を入れてほしいなと思います。 次、2点目に移ります。物価高騰対策なのですけれども、政府もそれなりの経済的弱者対策を発

表しておりますけれども、独自に古平町もやる必要があると。悲鳴を上げています、経済的弱者は。 年金生活者はもちろんですけれども、悲鳴を上げています。

それと、福祉灯油なのですけれども、従来ですと夏場下がって冬場上がるというあれなのですけれども、夏場も高止まりで、お風呂に入るにもたくわけですから、年がら年中灯油にお金をつぎ込まないといけないという状況になっています。時期的には冬の事業なので、今の状況を勘案して、福祉灯油の今65歳以上1万円という数字上げていますけれども、これではもたない状況が来ていますので、今の物価高騰対策として福祉灯油も含めて考えるべきでないかというふうに思っているのですけれども、お伺いします。

〇町長(成田昭彦君) 2点目の物価高騰対策についてご答弁申し上げます。

今年度の福祉灯油事業につきましては、6月の定例会で説明したとおり、地方創生臨時交付金を活用しまして、町の独自策として低所得者だけでなく、高齢者だけでなく、全世帯に1万円助成することとしております。また、指定ごみ袋の全戸配布についてもこの交付金を利用して実施することとしておりまして、町民全体に広く今の物価高騰対策として給付が行き渡るように施策を進めているところでございます。

そのほかにコロナ禍で昨年度から低所得者及び子育て世帯に複数回国の給付金が支給されておりますけれども、昨年度につきましては全世帯に5万円支給しております。9月9日に決定しましたけれども、さらに所得の低い住民税非課税世帯に一律5万円給付することも決定されました。それから、地方自治体が独自に物価対策を進める原資となる地方創生臨時交付金の6,000億の額も決定し、既に昨日各町村に配付された中では古平町3,300万と認識してございますけれども、入ってくることになってございます。これらの原資をまた物価高騰対策として進めてまいりたいと思っておりますので、町としての独自の方策は今のところ考えていない、今の国から入ってくるこの創生交付金で賄って物価高騰対策を進めてまいりたいなと思っております。

○3番(真貝政昭君) ぜひ状況を見て、他町村の動きもありますので、経済的弱者を中心として 対応していただくよう申し上げたいと思います。

次に、農地保全と熊対策にということで伺います。決算の資料として遊休農地等の割合等を出していただきました。大ざっぱに言って、山ノ上の旧国営草地200ヘクタールは除いて、平地での耕作地106ヘクタールというふうになっていますけれども、100として大ざっぱに見たいと思います。耕作地は約半分で、1号遊休地という農業用機械で耕起、抜根、整地を行うことによって直ちに耕作することが可能な土地というのが12%、約1割です。再生困難その他というのが約4割で、耕作地の約5割というのも全部が全部何かを作っているわけではなくて、遊ばせている、草だとか木とか生えないように耕起してすぐ使えるような状況にしてあるという、そういう畑です。それで、問題は、再生困難だとか、1号遊休地がどういう状況にあるかというのは想像つかないのですけれども、一応再生困難、畑なのだけれども、ほったらかしにしておいてシラカバの林になっていて、熊が隠れやすい環境になってしまっていると。特に道道沿いなんかを行きますと、道路脇の草刈りが北海道庁もお金がないのかドンゲが覆いかぶさって、今にもそこから熊が出てくるような環境になっていると。これは、道のほうにまめに熊対策として草刈りをするようにと申し入れるつもりですけれども、問題は耕作放棄地を何とかして、熊が隠れやすい場所を除いていく必要があると。このことは、将来耕作に意欲のある方を呼び込むための方策でもあるというふうに私は思っているのです。

お金の問題ですけれども、昔はかなりの、100~クタールの畑地がほとんど耕作されていた時代に 比べて今このようになっているということは、熊の危険を拡大するだけでなくて、それこそふるさ との荒廃を見せるようなもので古平町にとってもあまりよくないということで、どれだけの税金を つぎ込むかは別にして、いろんな方策があると思います。ボランティアだとか、それこそ仕事にあ ぶれている方たちの仕事先として確保するだとか、いろんな方策があると思うのですけれども、再 生困難なこういう畑地を何とかして再生可能な畑地にしていく、そういう努力が熊対策と裏表の関 係にあるということで、何とかしてくださいという考えなのです。 私の住んでいる本陣町内も昔からすぐ脇が生息地と分かっていましたので、学校のそばにも出るのは当たり前の、彼らにとっては境界がないので、当たり前の行動範囲なのです。それで、この耕作放棄地の再生困難なところを開拓していく上においても、学校周りのそういう熊対策についても忌避剤、獣の忌避剤というものがあるみたいで、これを試してやる必要もあるのではないかというふうに思っているのです。町長のお考えを伺いたいと。

〇町長(成田昭彦君) 3点目の農地の保全と熊対策についてご答弁申し上げます。

まず、議員ご承知のとおり、古平町の農業を取り巻く状況は高齢化、それから後継者不足が進んで、そういった耕作の放棄地が増加しております。議員おっしゃるように、耕作放棄地が増加すると有害鳥獣、あるいは鹿ですとか熊が生息しやすくなるということは人的被害や農業被害のおそれがあるというのは十分承知してございます。耕作放棄地を解消すべく今若い農業の担い手確保することも非常に難しい状況にありますけれども、定年後に農家を始めたいという希望者は結構いるというふうに認識してございます。古平町では今現在2名の方が新規就農になるために農作業に従事しておるところでございます。今後につきましては、このような意欲ある農業者を積極的に受け入れて、そういった遊休農地ですとか放棄地を再生活用するような形で取り組んでまいりたいと思っております。

また、鹿や熊などの有害鳥獣に対する忌避剤、私もちょっと認識ないのでございますけれども、 もしあるのであればこういった忌避剤を取りあえず今年は、150年広場ございますけれども、そこで 試しに使ってみて、そういった効果が認められるのであればこれから積極的に導入していきたいな というふうに考えております。

○3番(真貝政昭君) 古平町の古い農家の方に聞きましたら、かつて古平町では米を2,000俵くらい収穫していたそうです。農協で所有していた倉庫に間に合わないので、あちこちの倉庫を借りるくらい保管していたそうです。2,000俵を議長に聞いて割り返したら大体25へクタールなのです。それくらい水田をやっていたと。現在は14へクタールくらいで約半分です。今パン食が入ってきていますので、あれですけれども、3食米を食っていたときは1人年間1俵、60キロで足りたそうです、主食が。2,000というと、古平町で2,000人の大人の方を養えるだけの米を生産できる、そういう条件があったのです。今食料自給率ぐっと下がって、3割以下になったのですか。それで、こんなことをやっていたら国が滅びるというのと、小さい農家を潰しにかかっている農政ですので、古平町の今後を考えたときに農地の保全、拡大というのは喫緊の国の将来にとっても大事なことでないか。たかが100へクタールですけれども、100へクタールから国の自給率を上げましょうという運動を起こしてもいいのでないかというふうに思うのです。

それと、熊対策ですけれども、人が動いているそばには熊は近づかないと、そういう傾向がありますので、里山の復活という、そういう大目標をこのちっちゃい町から上げてもいいのでないかというふうに思うのですけれども、ただ単によそから人を呼んで畑を耕してもらうというだけではなくて、町内の人も含めて大きな運動として取り上げてもいいのでないかというふうに思うのです。 大目標をぜひ掲げて取り組む必要があるのではないかというふうに思っていますけれども、どうか。 それと、忌避剤については、近所で野良猫の問題がありまして、ネットで忌避剤を取り寄せて試 した人がいるのです。そしたら、やっぱり避けて通るという効果がありまして、調べていったらヒトデです。さらに調べたら余市の水産試験場の研究員がそれを発見して、北海道では佐呂間町がホタテの養殖、地まきです。その天敵がヒトデで、それを回収して処理をして、それを比布町の会社が加工して販売しているらしいです。伺いましたら、北海道ではどうかよく分からないのですけれども、JR東日本ですか、で鹿がよく出るので、線路脇に使ったりしてやっぱり効果があるようだと。本州のほうでは、イノシシだとかアライグマだとか、それからやっぱり鹿にも効果があるようで、公園などではノバトが嫌がるみたいで効果があるようです。ぜひとも試してみてほしいなと思うのです。

○町長(成田昭彦君) 確かに私どもの若いときは農協の米の倉庫等もありましたし、各家庭で餅っきするといったって半端な量でない餅をついていた懐かしい記憶がございますけれども、米の消費が減ると同時にうちの米農家も減ってきたという現状でございますけれども、そういった中で遊休農地については活用するような形で、何らかの方法で進めてまいりたいというふうに思っております。今コロナ禍で実施してございませんけれども、町で毎年植樹祭やっているわけでございます。その植樹祭も続いているときには漁師の方たちもそういった植樹の必要性というものを認識して、漁協の女性部ですとか、そういった方々も多数参加してくれるような形になってきてございますので、そういったものをこれからもどんどん進めていきたいなと思っております。そしてまた、生活クラブ生協も年に一、二回必ず来て墓の奥にそういった森づくりしていますので、そういった活動を町民の中にも広げていけたらなと思います。

今おっしゃった忌避剤、これ何としても今年試しに150年広場で置いて、試してみたいなというふうに思っておりますので、そういったことでご理解いただければと思います。

○3番(真貝政昭君) 農業、林業と水産業というのは連動していますので、ぜひ総合的な視点から取り組んでいけば面白い町になるのではないかというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

最後に、医療、介護の充実について伺います。今介護医療院スタートしましたけれども、あくまでも緊急の入院患者に対応できるようなベッドではなくて介護施設、その下で外来の医療、診療をやっているというスタイルです。高齢者、特に経済的弱者なんかは交通が不便ですから、なかなか町外に行ったり、町外に送られて入院したり、帰ってこれないだとかといろいろ問題がありまして、前々町長の本間さんが恵尚会が入院ベッドを維持するためのスタッフが集められないというのと古平町の入院患者の状況を見て、今のような医療ベッドを介護ベッドに変えるという方法で方針転換をしてやってきましたけれども、古平町の将来を考えたときに、やはり医療というのは大事な条件です、医療の充実というのは。今の全国的な過疎化の現象は食い止めるのも大変な時代ですけれども、それを食い止めるためにも、町内で安心して医療を受けられるためにも、入院可能な診療というのが大事だと思うのです。それで、前任者の方には財政的な点で寿都町と黒松内町でやっている入院ができる診療の体制ぜひ検討してほしいと言ったのですけれども、全く意に介せずという感じで突っ走りましたけれども、ぜひ検討していただきたいなというふうに思うのです。これは介護医療院にとどまらず、違う分野でも古平町で患者にもそうですし、働く場を増やすという点でも求め

られていることなので、追求してほしいなと思うのです。

それと、前々町長も狙っていた特養です。入院可能な診療所と特養をセットで追求しておりました。介護医療院で十何ベッドかの確保はできましたけれども、まだまだ町外の施設にお世話になっているという方がいますので、本人のためにも家族のためにも特養というものを追求、追い求め続けて、この場所で計画してほしいなというふうに思っているのですけれども、それについて町長のお考えをお聞きします。

〇町長(成田昭彦君) 4点目の医療、介護の充実についてご答弁申し上げます。

昨年診療所の休止していた病床につきまして、医師及びその他の職員の確保も困難であること、それから病床枠の有効活用のために介護医療院に転換したという状況でありまして、結論から申し上げますと新規に病床を確保するというのは困難な状況に現在はございます。特養につきましても当町の長年の懸案でありましたけれども、以前は特養は終わりの住みかとして各町村で大々的に整備されていたところでございますけれども、今は時代が変わってきたといいますか、特養も終わりの住みかではなくなって、終末期を医療の管理下の下で過ごされるケースも増えてきておるのも事実でございます。私どもとしましても第8期後志広域連合の介護保険計画、それから古平町高齢者保健福祉計画におきまして特養の整備ではなく、休止していた診療所の医療ベッドを介護保険制度の介護医療院へ転換することとして、これも大分議員協議会等で議員の皆様に説明して理解得ていたのかなというふうに思っていますけれども、今年の1月から介護医療院を開始したところでございます。基盤整備の必要量は調査の分析は行っておりますけれども、これからの第8期、第9期の計画に向けて、今予想以上に介護医療院が満床になる時期が早かった。本当に求められている施設なのだなというふうに私も自覚しております。この介護医療院を今の18床からこの後何床にするか、そういったものを分析しながら、できるものであれば介護医療院のベッド数を増やしていけたらなというふうに考えてございます。

〇議長(堀 清君) 以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第3 意見案第3号

○議長(堀 清君) 日程第3、意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書を議題と します。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見案第4号

〇議長(堀 清君) 日程第4、意見案第4号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を 求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第4号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見案第5号

O議長(堀 清君) 日程第5、意見案第5号 18歳・19歳のアダルトビデオ出演契約の未成年 者取消権と同等の法整備を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第5号 18歳・19歳のアダルトビデオ出演契約の未成年者取消権と同等の法整備を求める 意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第6、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議 題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のと おり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のと おり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

○日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第8、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のと おり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査申出書

〇議長(堀 清君) 日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、 本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調 査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第10、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出 書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したが……

(「庁舎建設委員会ですけども、できた後って要らないんじゃないですか。もう 建設終わったんで」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 要するに「等」になっているから、そればかりでなく何か関連のものも多分あると思いますので、取りあえずは。

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第11 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長(堀 清君) 日程第11、古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会の 閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

〇議長(堀 清君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(堀 清君) これで本日の会議を閉じます。

令和4年第3回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時57分

上記会議の経過は、書記 いことを証するためにここに署名する。

上記会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署名議員

署名議員